

鳥栖市立中学校いじめ重大事態調査報告書

2026年3月26日

鳥栖市いじめ問題対策委員会

目次

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 第1 | はじめに | 5 |
| 第2 | 基本方針 | 6 |
| 1 | 当委員会の構成 | 6 |
| 2 | 当委員会の調査の目的 | 7 |
| 3 | 当時の学校の状況及び社会背景 | 9 |
| (1) | 当該校の状況 | 9 |
| (2) | 当時の社会背景 | 9 |
| 4 | 当委員会の調査方法 | 10 |
| 5 | 調査の実施状況 | 11 |
| (1) | 委員会 | 11 |
| (2) | 聴き取り調査等 | 13 |
| (3) | 文書記録による調査 | 14 |
| 第3 | 本件の全容 | 14 |
| 1 | いじめの加害の状況 | 14 |
| (1) | 裁判所が認定したいじめ行為の概要 | 14 |
| (2) | 裁判所が認定したいじめ行為の詳細とその評価 | 15 |
| (3) | 当委員会のいじめの事実認定と評価 | 16 |
| (4) | 本件いじめにおける生徒の関係性 | 17 |
| 2 | いじめの被害の状況 | 18 |
| (1) | いじめの渦中の心理状態 | 18 |
| (2) | いじめ発覚後の心理状態 | 21 |
| (3) | 誹謗中傷、嫌がらせによる二次被害 | 22 |
| (4) | 被害生徒の中学卒業後から現在の状況 | 23 |

| | |
|-----------------------------|----|
| (5) 心的外傷後ストレス障害について | 24 |
| 第4 学校の対応とその問題点 | 27 |
| 1 被害生徒側と学校側の認識のギャップ | 27 |
| 2 本件発覚までの対応について | 29 |
| (1) 早期発見ができなかった問題点 | 29 |
| (2) 問題の背景にあるいじめへの認識不足 | 32 |
| (3) 組織的な問題点について | 35 |
| 3 発覚後の対応の問題点 | 37 |
| (1) 発覚後の事実確認と謝罪対応の問題 | 37 |
| (2) いじめ問題への認識不足 | 41 |
| (3) 組織的対応がなされなかったこと | 43 |
| (4) 第三者委員会による調査要請もしなかったこと | 44 |
| (5) 小括 | 44 |
| 4 加害生徒への指導について | 44 |
| (1) 加害生徒への指導が徹底しなかったことについて | 44 |
| (2) 警察及び児童相談所による指導との連携の不十分さ | 50 |
| 5 学校復帰及び進路保障について | 50 |
| (1) 学校復帰に向けた取組 | 50 |
| (2) 被害の重大性の認識不足 | 53 |
| (3) 学校側の信頼関係構築の問題点 | 56 |
| 第5 教育委員会の対応とその問題点 | 58 |
| 1 いじめ対応における教育委員会の役割 | 58 |
| 2 教育委員会の対応経過 | 58 |
| 3 学校へのサポート不足 | 61 |
| 4 被害生徒に寄り添った支援体制の不十分さ | 62 |

| | | |
|----|---|----|
| 5 | 教育委員会による調査がなされていないこと | 63 |
| 6 | いじめ問題等支援委員会、いじめ問題対策委員会の活動について | 65 |
| | (1) 委員会の設置経過と委員会の役割 | 65 |
| | (2) いじめ問題等支援委員会及びいじめ問題対策委員会における議論経過と その問題点 | 66 |
| | (3) いじめ問題対策委員会に求められた姿勢 | 66 |
| 7 | 小括 | 67 |
| 第6 | 提言 | 69 |
| 1 | 本件いじめ対応の問題点 | 69 |
| 2 | 事実確認のための調査の在り方 | 70 |
| | (1) 現状 | 70 |
| | (2) 事実確認のための調査 | 71 |
| | (3) いじめの解決とは | 73 |
| 3 | 学校のいじめ防止対策について | 75 |
| | (1) 道徳教育の現状と課題 | 75 |
| | (2) 安心安全な学校づくり、そのための生徒指導 | 76 |
| | (3) いじめ問題への教員研修の充実 | 77 |
| 4 | 教育委員会のいじめ対策について | 78 |
| | (1) いじめの事実確認の徹底 | 78 |
| | (2) 今後の体制づくりに向けて | 79 |
| | (3) 他機関との連携づくり | 80 |
| 第7 | 最後に | 81 |

第1 はじめに

本件は、2012年4月から2015年3月まで鳥栖市立■■■中学校に在籍した■■■■氏（■■■■氏が■■■中学校を卒業してすでに10年以上が経過しているが、本答申においては、以下「被害生徒」という。）が■■■中学校に入学して間もない2012年4月上旬ころから、約半年間の間に加害生徒十数名からいじめを受け、同年10月下旬から卒業まで登校できない状態が続いた事案である。

被害生徒が■■■中学校を卒業する時期になっても、なお問題が解決されないままであったため、被害生徒は2015年2月、加害生徒8名、当時加害生徒らの親権者であった保護者ら15名及び鳥栖市を被告として、佐賀地方裁判所に民事訴訟を提訴した。¹

控訴審である福岡高等裁判所は、判決で暴力行為や金銭の強要等の不法行為（いじめ）を認定し、加害生徒8名に対し、総額約400万円の賠償責任を認めた。²

しかし、同判決では、鳥栖市については、①学校の教員らが被害生徒へのいじめを認識できたとは認められないこと、②いじめ防止のための体制整備の点で学校や教育委員会に義務違反があったと認められないこと、③学校や教育委員会はいじめが発覚した後も相応の対応を行っていること、などを理由として、法的責任を認めなかった。

被害生徒は、これを不服として最高裁判所に上告受理申立等を行ったが、最高裁判所は、これを不受理とする決定等をして同判決は確定し訴訟手続としては決着をみた。³

1 佐賀地方裁判所平成27年（ワ）第50号 令和元年12月20日判決

2 福岡高等裁判所令和2年（ネ）第16号 令和3年7月12日判決

3 最高裁判所令和3年（オ）第1507号 令和4年7月12日上告棄却・上告不受理決定

そこで、被害生徒は、2022年9月7日、鳥栖市教育委員会に対して、いじめ重大事態に関する調査申入れを行うこととなった。裁判が終結した後に、第三者委員会の調査を行うことは極めて異例のことであるが、上記に述べた本件の特殊な事情に鑑み、鳥栖市いじめ問題対策委員会（以下、「当委員会」という。）が調査を開始することになった。

上記の経緯から、当委員会では、鳥栖市教育委員会及び学校側の対応が、法的には安全配慮義務違反とは認められないとしても、教育的に「適切な行為」であったかどうかという判断は、別であると考え、その点に着目して調査を開始した。

当委員会の調査は、二度とこのような重篤ないじめ被害を生まないために、全ての子どもにとって安心・安全な学校の再生につながるよう、検証と提言を行うものである。

第2 基本方針

1 当委員会の構成

当委員会は、鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例第2条第2号に基づき、いじめ重大事態の調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項）を行う組織である。鳥栖市教育長は、2023年1月26日に、調査の実施を当委員会に諮問した。

しかし、被害生徒から、2022年12月9日付で申入れされた意見書において、調査委員の選定に対して、「行政に直接・間接に関与していた利害関係を有する者以外によって構成されたい」「協議のうえで適格性のある人選をされたい」との申入れがあったため、委員の見直しを行った。その結果、従来の鳥栖市いじめ問題対策委員会の委員6名中5名に加えて、鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例第5条により、新たに2名の臨時委員を加え、計7名で調査委

員会を構成することとなった。

委員名及び役職等は、下記の表のとおりである。

| 氏名 | 役職 | 所属等 |
|---------|------|--|
| 松 下 一 世 | 委員長 | 佐賀大学 教育学部 非常勤講師 |
| 富 田 伸 | 副委員長 | 医療法人富田会 富田醫院 院長 精神科医 |
| 隈 淳 平 | 副委員長 | 佐賀県弁護士会 隈法律事務所 弁護士 |
| 四ヶ所 京 子 | 委員 | カウンセリングルーム こもれば 臨床心理士 |
| 山 崎 聡一郎 | 委員 | 佐賀県総合福祉センター佐賀県中央児童相談所 児童福祉司・社会福祉士・公認心理師 |
| 小 坂 昌 司 | 臨時委員 | 福岡県弁護士会 小坂法律事務所 弁護士 |
| 相 良 誠 司 | 臨時委員 | 福岡女学院大学 人文学部 教授 |

2 当委員会の調査の目的

当委員会は、いじめ防止対策推進法の重大事態への対応の趣旨に沿って活動するものである。重大事態が生じた（あるいはそれが疑われた）場合に第三者的な委員会が調査を行う趣旨は、客観的な視点からいじめに関する事実の存否及びその内容並びにいじめの背景事情や学校、学校設置者である教育委員会の対応の適否などを明らかにして、被害者の知る権利に応えるとともに、学校内

におけるいじめの再発を予防し、仮に再びいじめが発生した場合の学校の対応をより適切なものとするように意見を具申する点にある。

この点について、文部科学省が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」には、「この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。」とされている。よって、当委員会も、いじめの加害生徒や対応に当たった学校関係者の責任を追及するために調査をするものではない。

鳥栖市教育長から、当委員会に諮問された調査内容は、以下の四点である。

- ・ いじめの事実の全容について
- ・ 学校、教育委員会の対応について
- ・ 被害者の学校復帰に向けた取組について
- ・ 今後の対応と再発防止について

いじめの事実の全容については、加害の状況と被害の状況の2つの観点に分けて調査を行う。加害の状況については、すでに判決が出ているので、生徒間の事実は一定程度明らかになっている。訴訟資料をもとにしながら、総合的に分析し、考察を加えることとする。

被害の状況については、被害者の当時の心理状況、不登校に至った経緯、中学校卒業後も続く被害生徒の精神症状、その後の二次被害等を含めて、明らかにする。

学校及び教育委員会の対応については、当時の本件いじめに対する対応が適切であったのか、問題がなかったのかどうかについて、考察する。

被害生徒の学校復帰に向けた取組についても同様に、功を奏しなかった要因を探り、問題がなかったかどうかについて考察する。

今後の対応と再発防止については、本件には、学校及び教育委員会だけでな

く、校内支援会議(ケース会議)、教育委員会附属のいじめ問題等支援委員会、学校外組織として不登校支援のNPO団体、医療機関、児童相談所、警察署等々が関わっていたにもかかわらず、問題が解消されなかったことを憂慮し、今後の再発防止については、他の団体との連携の在り方についても言及して提言を行いたい。

3 当時の学校の状況及び社会背景

(1) 当該校の状況

被害生徒が通っていた中学校は、2012年当時、生徒数561名（1年制211名、2年生175名、3年生169名）が在籍する中学校であった。

被害生徒が、2012年当時に在籍していた1年生の学級編成としては、6クラスあり、教諭は、担任6名のほか、主任1名及び副担任3名が配置されており、被害生徒が所属していたクラスは、男性生徒17名、女子生徒18名の合計35名のクラスであった。

(2) 当時の社会背景

本件は、いじめ防止対策推進法が施行される前年の2012年に発生している。もっとも、2011年10月に大津いじめ事件が起こり、そのニュースが大々的に報道され、学校及び教育委員会の対応の不備が社会的批判を浴び、国レベルでの法制化の議論が加速していた。いじめの早期解決が全国的に求められる中で、法制化されるまでの間に文部科学省が発出した主な通知として、以下のようなものがある。

| 年月 | 文部科学省が発出した通知及び法令等 |
|-----------------|-------------------|
| 2011年 10月11日 | 大津いじめ自死事件 |

| | |
|-----------------|---|
| 2012年 7月17日 | 「文部科学大臣談話」について |
| 2012年 9月5日 | 「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」の策定 |
| 2012年 11月27日 | 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について（通知） |
| 2013年 6月21日 | いじめ防止対策推進法成立 2013年9月28日施行 |
| 2013年 10月11日 | いじめ防止等のための基本的な方針策定 |

本件の被害生徒が中学校に入学した2012年4月時点では、いじめ防止対策推進法は成立していなかったが、被害生徒が2年生となった2013年6月に同法が成立し同年9月に施行され、同年10月にはいじめ防止等のための基本的な方針も策定されている。その当時、被害生徒は2年生であり、本件は解決していなかった。

このような当時のいじめに関する社会状況も踏まえて、当委員会は、本件を検証する。ただ、当委員会は、学校や教育委員会の対応が不法行為に該当するものかどうかを問うものではなく、法律の理念や基本方針が目指す方向において、教育的に効果的で適切であったのかについて検証するものである。そして、今後、同様のことが起こらないようにするためには、何が必要であるのかを考察し、提言を行う。

4 当委員会の調査方法

前述のとおり、被害生徒が受けたいじめ行為については、被害生徒が原告となり、加害生徒8名、加害生徒の保護者及び鳥栖市（■■■中学校設置者）を被告として提起した損害賠償請求訴訟（第1審：佐賀地方裁判所、控訴審：福岡高等裁判所）において審理がなされ、判決において事実認定がなされている。

当委員会としては、被害生徒が受けたいじめの事実については、基本的に上記訴訟における佐賀地方裁判所及び福岡高等裁判所の各判決、被害生徒、加害生徒側及び鳥栖市から訴訟に提出された主張書面、書証並びに同訴訟の証人尋問の結果に基づいて事実認定を行うこととした。その理由は、本件いじめ事案の発生からすでに10年以上が経過し、時間の経過から関係者の記憶等も薄れており、いじめの事実関係について裁判所に提出された以外の資料を収集することには困難が伴ったうえに、本件の各判決の事実認定について、訴訟関係者から提出された証拠、主張書面等に基づいて当委員会として検討したところ、いじめの事実に関する裁判所の事実認定に特段、不合理な点があるとは認められなかったためである。

そのため、聴き取り調査は、当時の学校及び教育委員会関係者、被害生徒を支援する関係者並びに被害生徒及びその家族を中心に行うことにした。

また、学校及び教育委員会の資料等から、当時の学校及び教育委員会の取組内容について調査分析した。

上記のような制約があったものの、調査の主たる目的を達するために必要な調査は実施できていると考えている。

5 調査の実施状況

当委員会における会議及び調査の実施状況は以下のとおりである。

(1) 委員会

以下のとおり委員会を実施した。

| 回数 | 年月日 | 備考 |
|----|-------------|-------|
| 1 | 2023年6月22日 | 対面会議 |
| 2 | 2023年7月10日 | メール会議 |
| 3 | 2023年9月14日 | 対面会議 |
| 4 | 2023年10月26日 | 対面会議 |
| 5 | 2023年11月30日 | 対面会議 |
| 6 | 2023年12月11日 | WEB会議 |
| 7 | 2023年12月21日 | 対面会議 |
| 8 | 2024年1月18日 | 対面会議 |
| 9 | 2024年1月31日 | メール会議 |
| 10 | 2024年3月7日 | 対面会議 |
| 11 | 2024年4月11日 | 対面会議 |
| 12 | 2024年5月16日 | 対面会議 |
| 13 | 2024年6月20日 | 対面会議 |
| 14 | 2024年8月3日 | 対面会議 |
| 15 | 2024年9月26日 | 対面会議 |
| 16 | 2024年11月14日 | 対面会議 |
| 17 | 2024年12月26日 | 対面会議 |
| 18 | 2025年2月6日 | 対面会議 |
| 19 | 2025年3月13日 | 対面会議 |
| 20 | 2025年4月2日 | WEB会議 |
| 21 | 2025年5月1日 | 対面会議 |
| 22 | 2025年6月26日 | 対面会議 |

| | | |
|----|-------------|-------|
| 23 | 2025年7月6日 | WEB会議 |
| 24 | 2025年7月29日 | WEB会議 |
| 25 | 2025年9月9日 | WEB会議 |
| 26 | 2025年9月22日 | WEB会議 |
| 27 | 2025年10月21日 | WEB会議 |
| 28 | 2025年11月26日 | WEB会議 |
| 29 | 2025年12月18日 | WEB会議 |
| 30 | 2025年12月25日 | WEB会議 |
| 31 | 2026年1月5日 | WEB会議 |
| 32 | 2026年2月19日 | WEB会議 |
| 33 | 2026年2月24日 | WEB会議 |
| 34 | 2026年3月6日 | WEB会議 |

(2) 聴き取り調査等

以下のとおり面談及び聴き取り調査を実施した。対象者の属性は本件当時のものである。

| 回数 | 年月日 | 対象者（当時） |
|----|-------------|----------------|
| 1 | 2023年8月17日 | 被害生徒の支援者1名 |
| 2 | 2023年8月19日 | 被害生徒の主治医1名 |
| 3 | 2023年12月15日 | 教員2名 |
| 4 | 2023年12月25日 | 教員1名、教育委員会職員1名 |
| 5 | 2023年12月27日 | 教員1名 |
| 6 | 2023年1月21日 | 教員2名、支援機関関係者1名 |
| 7 | 2024年2月4日 | 生徒1名 |

| | | |
|----|-------------|---------------|
| 8 | 2024年2月8日 | 教員1名 |
| 9 | 2024年7月25日 | 被害生徒保護者1名 |
| 10 | 2024年8月27日 | 教員1名 |
| 11 | 2024年9月5日 | 教員1名 |
| 12 | 2024年9月16日 | 教員1名 |
| 13 | 2024年12月22日 | 被害生徒及び被害生徒保護者 |
| 14 | 2025年2月11日 | 被害生徒及び被害生徒保護者 |
| 15 | 2025年3月22日 | 被害生徒及び被害生徒保護者 |
| 16 | 2025年4月10日 | 教員1名 |
| 17 | 2025年4月27日 | 被害生徒及び被害生徒保護者 |
| 18 | 2026年2月7日 | 被害生徒及び被害生徒保護者 |

(3) 文書記録による調査

当委員会では、上記の聴き取り調査等以外に、様々な文書による調査を行った。文書とは、訴訟記録、教育委員会から提出された本件に関する資料等及び被害生徒側から提出された資料である。

第3 本件の全容

1 いじめの加害の状況

(1) 裁判所が認定したいじめ行為の概要

判決で認定されたいじめ行為の概要は、以下のとおりである。

被害生徒が■■■中学校に入学して間もない2012年4月上旬ころから、主に被害生徒と同じ1年2組に在籍した複数の生徒が、被害生徒に対して、学校内において、①エアガンを教室に持ち込んで教室内で撃つ、②複数回にわたり、カッターナイフを手にしてカチカチと音を立てながら現金を持

ってくるように要求する、③腕をつかんでカッターナイフの刃を出したまま振り下ろし、腕に当たる直前で止める、④プロレスごっことして、被害生徒に対し首ロックをかける、立った状態の被害生徒の腰の辺りを抱えて持ち上げた後に落とす、⑤黒板消しを被害生徒の顔の前ではたき、顔にチョークの粉をかける、⑥生徒手帳に「バカ」「死ね」「死」の文字を書く、⑦放課後又は休日には学校外の商業施設や神社、被害生徒の家の近くなどで、エアガンで撃ちあうサバイバルゲームに被害生徒を参加させ、被害生徒を集中的に撃つ、⑧停めてあった被害生徒の自転車を倒し、スタンドを曲げ、ワイヤーキーを引き抜いて番号を勝手に変えようとする、⑨お金を持ってくるように要求し、持ってこないときに、エアガンで撃つ、殴る、「親の財布からとればよい。」と言う、などの行為に及んだ。さらに、被害生徒に執拗に金銭を要求した。判明しているだけでも32万円程度の金銭を被害生徒が交付した事実も認められる。

これらのいじめ行為に関与した生徒は、裁判で認定されただけでも8名おり、それらの生徒のうちの1名ないしは数名が、上記の各行為に及んだ。こうしたいじめ行為は、被害生徒の同級生が、担任教員に対して被害生徒が金銭をとられていることを告げた2012年10月23日まで継続的になされた。

(2) 裁判所が認定したいじめ行為の詳細とその評価

控訴審（福岡高等裁判所）の判決は、別紙1の行為及び別紙2記載の金銭授受がなされたことを認定した。そのうえで、認定した事実に関して以下のように評価している。

ア 「被害生徒は具体的に認定された行為のみならず、本件中学校入学後のある時点から10月23日までの間に、他の生徒から、肉体的、精神的苦痛を与える加害行為を継続的に受けたと認められる。」

イ 「いじめの定義に照らしても、被害生徒は、上記の期間において、他の生徒からいじめを継続的に受けていたと認めることができる。」

ウ 「被害生徒は、加害生徒らから長期間にわたって頻繁に金銭の交付を要求され、自らの意に反して金銭を交付せざるを得ない状況に追い込まれ、金銭をたびたび交付しており、交付した金額の合計額は高額なものとなったことが認められる。このような事実がありながら、これと同時期に被害生徒に対して加えられた有形力の行使等が、悪ふざけ、ちょっかいにあたる軽微なものしかなかったとは考え難い。」

エ 「被害生徒が他の生徒からされた個々の行為について、それだけが行われたとすれば不法行為にならないとしても、そのような行為が継続的に被害生徒に加えられれば、それは全体として被害生徒に対する不法行為（いじめ）となり得るといえる。」

オ 「有形力の行使が『プロレスごっこ』の名目でされたものであるとしても、そのことによって、被害生徒に加えられた有形力の行使が、全て悪ふざけ、いたずら遊びのたぐいの行為であることとなって、社会通念上許されるとか、不法行為が成立しないことになるとは解されない。」

(3) 当委員会のいじめの事実認定と評価

当委員会としても、訴訟資料や被害生徒からの聴き取りから、別紙1及び別紙2に記載された行為を認定するとともに、控訴審（福岡高等裁判所）判決が述べているように、判決で具体的に認定された行為だけでなく、継続的な加害行為がなされていたものとする。また、加害生徒は、訴訟で被告とされた8名だけにとどまらないと考える。

そして、これらの行為はいじめ防止対策推進法第2条による定義に照らして「いじめ」であると判断する。同法での「いじめ」の定義は、「児童等（学校に在籍する児童及び生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍し

ている等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

当委員会においても、本件いじめは軽微なものではないと考える。ひとつひとつの加害行為の中には、第三者から見れば一見些細に見えることもあるかもしれないが、これらの行為が、裁判で被告となった生徒以外の生徒を含む多数の生徒らから、入学以来約7か月間にもわたって繰り返し行われてきたことを思えば、被害生徒にとっては、甚大な肉体的、精神的苦痛を与えるものであったと認められる。

(4) 本件いじめにおける生徒の関係性

加害生徒同士の関係性、加害生徒らと被害生徒の関係性について考察した結果は、以下のとおりである。

加害生徒たちは、初めから強固なグループ意識が存在していたわけではなく、散在的流動的であり、その時々メンバーも変わり、固定的ではない。しかし、同じクラスのメンバーが多いこと、教室内で日常的な暴力があったことから推察すると、暗黙のうちに加害生徒らの意識は共有され、同様の目的で次々に人数が膨らんでいったことがうかがえる。つまり、複数の加害生徒たちに明確な加害の意図があったとみるべきである。また、言葉のうえでは、「おごって」「給食を交換して」という、一見対等な人間関係の中で使われる言葉であっても、被害生徒が拒否できないように、暴力的な圧力がかけられていたことを考えると、その言葉通りの意味ではなく、別の意味をもつことがわかる。つまり、加害生徒と被害生徒の間には、支配－被支配の抑圧的な力関係が存在していたといえる。たまたまその場面に遭遇し、参加したある生徒によれば、お金を配分する役割の生徒がいて、受け取る側の生徒たちに

も金額に差がつけられていたと述べている（聴き取り調査）。当該生徒の話の状況からすれば、加害生徒グループの中にも集団内での力関係の序列があったこと、その場にいた多くの生徒が、利害関係と同調圧力に飲み込まれていった様子うかがえる。

いじめ研究における「いじめの定義」は、「同一集団内の相互過程において優位に立つ一方が、複数で、一人の子に対して、意識的に、あるいは集合的に、他方に対して精神的・肉体的苦痛を与えること」である（森田洋司、清水賢二著「いじめ 教室の病」金子書房 1986年）。また、国際的ないじめ研究の先駆者であるDan Olweusは、「いじめ」は、(a)攻撃的行動又は意図的に相手を傷つけようとする行為、(b)その行為はしばらくの間繰り返し行われる、(c)勢力の不均衡な人間関係内で起こるという三つの特徴を兼ね備えているとしている（Dan Olweus 「Bullying at school; what we know and what we can do. Oxford Blackwell.,」1993）。

本件は、これらの定義に照らし合わせてみても、「加害の継続性」と「意識的・集合的」及び「力関係の不均衡」が認められることは明らかである。つまり、被害生徒は非常に深刻ないじめを受けていたといえる。

2 いじめの被害の状況

本項のいじめの被害の状況において記載しているいじめ行為の内容については、判決で認定されていない事実も含まれているが、これは、被害生徒の供述や聴き取りに基づき、一定の信憑性があるものと判断したものである。

(1) いじめの渦中の心理状態

被害生徒へのいじめは、中学校入学前の春休みに、加害生徒の一人が、近所の幼児をエアガンで撃っていたのを被害生徒が注意したことがきっかけとなり、中学入学当初から、暴力、脅し、そして、金銭の要求が始まった。

被害生徒は、授業中であっても、教員の目の届かないところで、椅子から転倒させられる、ボールペンなどを投げられる、体育の時間にプールに沈められる、宿泊研修では、部屋の中で枕を投げつけられたり、叩かれたり、蹴られたりされる、入浴時に服を隠され下着を濡らされるといった被害を受けたと述べている(聴き取り調査)。

このような加害行為は、休み時間、放課後、休日にも行われ、被害生徒が拒めばより激しさを増し、その多くは複数の生徒によって行われた(訴訟資料)。被害生徒は、休み時間に教室でプロレス技をかけられる、放課後や休日に、集団で被害生徒をエアガンで追って撃つ「ウサギ狩り」や被害生徒以外の皆が鬼で被害生徒を追う「(逆)鬼ごっこ」などの被害を受けてきたことに加え、家にいても、加害生徒らが執拗に家にきて連れ出され逃げ場がない状態だったこと、刃物を投げられたり、殺虫剤をかけられたりしたこともあったと述べている(聴き取り調査)。

このようないじめを受けていることについて、被害生徒は、「初期には親に話そうという気持ちもあった」と述べている。しかし、被害生徒の母親が、2012年2月(被害生徒当時小学6年生)に、脳梗塞を発症し、その後、約半年間入院をしていた。そして、被害生徒は、脳梗塞は再発の危険性があり、疲労やストレスをためないようにすることが大切だという主治医の言葉を聞いていた。そのため、被害生徒にとっては、「親に心配させたくない」という思いがあり、加えて、被害生徒は、加害生徒らから、「言えば、親と妹がどうなるかわからんぞ」という脅しも受けており、誰にも相談することができなかった(訴訟資料)。

被害生徒の母親は、夏休み前に退院したが、同時期ころ、被害生徒は、加害生徒から、「ばらしたら、ただでは済まさん。お母さんも同じ目に遭わせる」と脅されたと述べている。このことについて、被害生徒は、「私には脅しでは

なく、実際にされるのではないかと受け取っていました」、家のお金に手をつけたことも、「これ以上家族に辛い思いをさせたくないという思いから、ばれないようにと願っていました」と述べており（聴き取り調査）、被害生徒が、家族に危害を加えられるかもしれないと感じていた恐怖や家族に知られないようにしないといけないという思いは非常に強いものであった。

被害生徒の妹は、被害生徒から、「お母さんが入院してなかったら、5月に入る前にはもう言っていたと思う。僕一人じゃどうしようもないと思っていたから」「何度か話そうとしたことがあった」「(脳梗塞で動けない母親は)あまりにも別人でかわいそうだった」「(母親が) あんなに動けないのに僕たちの心配をするから、余計言えなかった」と言われたことを聞いている（訴訟資料）。

また、被害生徒は、「先生にも気づいてほしい」「助けてほしい」という願いをもっていた。毎日書くことになっていたジャンプアップノート（連絡ノートのようなもの）に何も書かなかったのは先生に気づいて欲しかったからだとして述べており（聴き取り調査）、陳述書でも「(宿泊研修では) 加害生徒たちと同じ班なので、暴行が予想され憂鬱でした。ただ、付き添う先生たちがいたので、守ってくれると期待していました」「しかし、それは間違いでした」とその思いを語っているが（訴訟資料）、その後、被害生徒の陳述書に何度も出てくるのは、「気づいてもらえなかった」という言葉である。その言葉には、気づいてほしいという悲痛な願いと、気づいてもらえない失望が絶望に変わっていく様子がうかがえる。被害生徒の陳述書には、「暴力から逃げたくて、歌を歌ったり、馬鹿な冗談を言ったりして、笑ってくれたらその時だけでも、暴言はあっても体は痛くないから。一生懸命、馬鹿な冗談言って笑ってもらおうとした。怖くて怯えていることを加害生徒たちに気づかれないように、一生懸命、笑っていた」とあるが（訴訟資料）、これは、複数から、逃れるす

べのないいじめを受けている者に、共通して起こる心理状態で、被害生徒の言葉は、その心情をよく表している。被害生徒は、加害生徒から受けてきた攻撃について、「しだいに痛みを感じなくなった」と述べているが(聴き取り調査)、被害生徒にとって、そこで生きていくためには、生きている感覚を切り離すしかなく、それが「解離」といわれる心理的防衛機制である。「最初のころは痛さを感じていましたが、夏休みころか、二学期に入ったころからか、弾が体をすり抜けるような感じになっていて、痛みも感じなくなるという変な感覚になっていた」「私という人格が壊されて無くなっていくように感じました」「器としての私」(訴訟資料)という言葉に「解離」の様子を見て取ることができ、さらに、暗い絶望の中にいることは、被害生徒の「黒一色の世界」(訴訟記録)という言葉に表れている。

(2) いじめ発覚後の心理状態

被害生徒は、いじめが発覚した翌日から学校を休むようになった。母親が被害生徒を心配して休むように言ったところ、被害生徒は、「学校が安心とか大丈夫とか、そんなのではない。僕が学校に行かないと、家族がひどい目にあわされる」と取り乱したという(訴訟資料)。母親はその取り乱し方に尋常ではないものを感じたからこそ、「休ませる」という緊急措置をとらざるを得なかった。

これまでどんなにひどい目に遭っても学校を休まなかった被害生徒が事件発覚によって、どれだけ恐怖と不安でパニックになったかが見て取れる。被害生徒にとって、いじめが発覚することは、これまで守ろうとしていたものが、一気に壊されることになる。心は砕けたガラスの器のような、ばらばらに断片化した世界になり、激しい混乱が起きる。その様子は、いじめ発覚後、被害生徒が、母親に「遠くへ逃げて」と本気で訴えかけ、激しい混乱状態の中で、「終わったんだ、終わったんだ」と言って、何度も自殺しようとし

た言動にも表れている（訴訟資料）。

このような、激しい恐怖で混乱した状態を目の当たりにして、被害生徒が登校しようとするのを止めるのは、家族としては当然の措置である。「学校に行かなくなった後も、通っている時と同じ、拷問を受け続けている感覚が私の中に残っています」「（加害生徒たちが）私の傍らや、場合によれば私の中にいるのを感じます。実際に拷問を受けているのと同じ恐怖を感じて、それから必死に逃げようとします。（中略）次々と頭の中に蘇ってきます。この時私は狂ったようになり、その恐怖から逃れようとします。その後の一定の時間記憶が飛んでしまう」（訴訟資料）というような、まさに被害を受けている瞬間の光景や感覚に襲われる「侵入症状」「フラッシュバック」「解離性健忘」である。その状態に襲われたときには、今がいつか、自分が何をしていたか、どこにいるか、という現実感はない。ただ、その恐怖から逃げようとする。その行動が、ベランダや窓から飛び降りようとしたり、車道に出たりなど、命を危険にさらす行為につながった。

(3) 誹謗中傷、嫌がらせによる二次被害

被害生徒を苦しめたのは、加害生徒たちだけではない。2012年10月に本件のいじめが発覚した直後から、中学校の保護者たちの間では、「被害生徒の母親が、加害生徒側にむりやり謝罪に来させている」という噂が出回っていった。敢えて記すが、被害生徒の母親が謝罪を要求したのではなく、謝罪をさせるために連れてきたのは学校の教員らである（この経緯については、第4の第3項で後述する）。

さらに、2013年3月にテレビで本件が報道されると、被害生徒の母親は、「怖い人」「普通ではない」「すぐに裁判をする人」「なんでも情報を調べ上げ、お金を請求する人」「母親が裁判のため我が子を学校に行かせないようにしている」という噂になった。こうした噂は瞬く間に広がり、「被害生徒は

たいした怪我もしていないのに」「加害生徒たちはそう悪くないから、そちらのほうを応援する」となり、誤った正義感から「被害生徒の母親に注意する」という人まで現れた(被害生徒側提出資料)。

2015年2月に被害生徒が提訴したという報道がなされたことで、噂は過熱した。また、訴訟中は、保護者関係者だけではなく、街で知らない人から中指を突き立てられたり、無言電話がかかってきたりするようになった。動物の死骸を庭に投げ込まれる(2020年)、ポストが壊され郵便物がとられる(2020年から複数回)、塀への落書き(2021年)、空き瓶を投げ込まれる(2022年)ということもあり、鳥栖警察署に通報するという事態にまでなった(被害生徒側提出資料)。そして、これらの不特定多数による誹謗中傷は、今なお被害生徒やその家族を苦しめている(聴き取り調査)。

(4) 被害生徒の中学卒業後から現在の状況

被害生徒のいじめ被害による心理的影響は深刻なもので、それによる症状は中学卒業後も継続していた。高校は、被害生徒の両親が探してきた佐賀県外の通信制高校へ進学した。進学後、被害生徒は将来について考えられず、生きている実感すらももてない精神状態だったが、家族や高校教員、支援者たちのサポート下で登校を続けることができた。入学直前に、隣の高校に加害生徒の一人が入学したという事態が発覚したときは、両高校の校長が綿密に連携し、互いが遭遇しないように慎重な配慮がなされた。被害生徒には、学生服を見るとフラッシュバックがしばしば生じ、解離した状態での危険な行為が見られたため、教室の窓が開かないようにするなど安全の配慮等がなされた。また、2名体制の3年間もち上がりの担任が配置された(聴き取り調査)。母親は、被害生徒の送り迎えだけでなく、いざというときのために常に学校の近くに待機するなど献身的なサポートを続けた。

高校では、管理職、担任教師2名、以前から関わっていた鳥栖警察署員、

民間の支援団体のスタッフ、病院の主治医、臨床心理士及び被害生徒の両親を交えた支援会議が何度も開かれ、被害生徒の安全の確保や、社会活動参加の方法、今後の進路などについて話し合われた。

事件発覚後、中学校には一度も登校できなかつた被害生徒が、難しい症状を抱えながらもほぼ休むことなく高校に登校できたことは、本人の努力もさることながら、周囲の理解やサポートがあったことが大きい。一方で、被害生徒のいじめ事件に関しての中学校から高校への引継ぎは全くなく、スポーツ振興センターの災害共済給付制度のためのいじめの記録の書類が届けられたのみであった。

被害生徒は、高校卒業後、福祉系専門学校に進学した。同専門学校では、少人数のクラスであったことも、被害生徒にとっては恵まれた環境となった。被害生徒は、支援団体のサポートなどもあり実習にも参加することができ、卒業することもできた。

しかし、被害生徒は、いまだ家族の付き添いなしに外出することができない状況が続いている。被害生徒は自分でもトラウマを乗り越えようと、いじめられた場所に敢えて行こうと試みたこともあったが、難しかったようである。家庭内でも、当時のいじめの記憶に結びつくようなもの、例えば、水やハサミ、音、刃物などを怖がる状況が続いており、母親が工夫して恐怖を和らげ、家事を教えるなどして生活をしている（聴き取り調査）。

(5) 心的外傷後ストレス障害について

本件に関する訴訟では、一審判決では被害生徒に心的外傷後ストレス障害（以下、「PTSD」という）が発症したと認められたが、控訴審判決では、PTSDの発症を認めることはできないとされたものの、「PTSDを発症したと認められないとしても、（中略）継続的ないじめ行為を受けたことによって、精神的苦痛を受け、精神症状を発症して通院を余儀なくされたことは、

(中略) 明らかに認められる」と判断されている。また、判決確定後においても独立行政法人日本スポーツ振興センターは、被害生徒が非器質性精神障害に該当するとして認定している。

本調査において、判決結果を超えて、被害生徒にPTSDが発症したかどうかといった判断にまでは立ち入ることはできないが、被害生徒がいじめによって、精神的苦痛を受け、精神症状を発症して通院を余儀なくされていたことは当委員会においても認めることができる。加えて、以下のとおり、複数の医師が、被害生徒に対し、PTSDの診断をしていた。

被害生徒は、2012年11月6日に、当時の主治医から、PTSDの診断を受けている。主治医は、被害生徒には、過覚醒症状、フラッシュバック、回避症状、解離症状、人を信用できないという認知の歪みなどがあり、常に自殺の危険性のある重篤なものであったと述べている。「2012年11月6日より、2013年3月31日まで休学する必要を認める」との診断書が発行されており、さらに「2013年4月1日より3ヶ月間の休学が必要である」「2013年7月1日より3ヶ月間の休学が必要である」と休学の必要があるとの診断が継続し、当時の被害生徒の病状はとてども登校できる状態にはなかったものと推測される。

被害生徒のこの症状は、卒業後も回復せず、2018年3月6日(被害生徒18歳時)には、児童精神医学の専門家である福井大学医学部附属病院子どもこころ診療部の教授友田明美医師による診断によっても、「重度のPTSD症状を認め、機能障害を起こしている」と判断されている。

また、2020年11月4日(被害生徒20歳時)には、PTSDの専門家である久留米大学医学部神経精神医学講座の大江美佐里医師による診察において、「解離症状を伴うPTSD(中学生時の被害体験による、重症度は重度)」と診断されている。さらに、2020年2月17日及び同月18

日の2日間、計8時間もの時間をかけて診察した川崎こども心理ケアセンターかなでの医務課長の小石誠二医師は、平野医師、友田医師の診断を肯定し、7か月間にわたる壮絶な被害に加え、学校などからの不誠実ともいえる扱いを受けたことが病態の悪化につながっていると推測している。

被害生徒の主治医は、学校や教育委員会の対応に対して、「大人は信用できないという否定的認知の上塗りだった」と繰り返し述べ（聴き取り調査）、被害生徒の精神症状は、学校の教員らによる対応が影響していることを述べている。

教員らにいじめに気づいてもらえなかったこと、家族の力を借りて再々被害を訴えたが納得のいく調査をしてもらえなかったこと、卒業まで学校復帰できなかったこと、自身の精神症状すら理解してもらえなかったことが、被害生徒の精神症状を悪化させたと認められる。

さらに、後述するように、一時は密な信頼関係を築き、被害生徒が信頼を寄せていた教員との信頼関係が崩れ、裏切られたと感じた出来事は、被害生徒にとって、もっとも大きな心の傷となった。これは、被害生徒にとって「見捨てられた」と感じる出来事であった。絶望と深い人間不信で心を閉じて孤立している人は、密な関係をもたれると当初は疑い警戒するものの、しだいに、頼りたくなる気持ちの間で揺れ動き、その気持ちが大きくなってくる。信頼への芽生えともいえるが、それは依存関係を作るという危険性もはらんでいた。被害生徒は、当時のことを振り返って、次のように述べている。「先生と感じさせないくらい近かった」「頼るしかない」「依存せざるをえない存在」「依存することでなんとか生きている自分がいた」「今（当時に）戻ってもあの先生に依存すると思う」と述べている（聴き取り調査）。その関係が突然断ち切られたことによって、出会う前より一層深い絶望に突き落とされたのである。被害生徒は、「〇〇先生は、一生、僕の味方だと言ってくれた。な

のに、だんだん離れていって、僕は唯一信じていた先生に裏切られた」と苦悩を述べている（聴き取り調査）。

本件において、医療と教育との相互協力関係が構築できなかったことは残念だといわざるをえない。PTSDについての代表的テキストである「心的外傷と回復」（ジュディス・L・ハーマン著 中井久夫訳 みすず書房 1996年）によると、「心的外傷の核心は孤立と無援である」と述べられている。被害生徒の障害の回復が進まず、現在もなお持続している一因はここにあると考えられる。トラウマの回復の核心は、「エンパワーメント」（いじめによって奪い取られた本来もっていたパワーを、取り戻すこと）と、「再結合」（加害－被害、支配－服従といった関係を手放し、信頼や協力といった新たな人間関係を構築すること）と言われているが、「依存」は、エンパワーメントの逆であり、「分断」は再結合の逆である。

在学中に適切なサポートが得られなかったことで、被害生徒とその家族は、孤立・無援の状態になってしまっていたのである。

被害生徒に深い心の傷を残すことになった要因のひとつである学校や教育委員会の対応の問題点については、第4及び第5で詳しく考察していく。

第4 学校の対応とその問題点

1 被害生徒側と学校側の認識のギャップ

学校の対応に関して、本件に関する訴訟において、被害生徒側は、以下のような、主張をしている。

- ・ 拷問行為及び恐喝行為の発覚

教員らは拷問行為等を目撃していた。本質から目をそらし、責任回避という組織的防衛的意図のもと、事態の沈静化を図る。加害・被害生徒をま

とめて叱責。実際に調査はされず、「形式的謝罪」の繰り返し。

- 教育委員会及び学校の対応

教育委員会は事実調査を怠り、被害生徒家族を「いつまでも騒いでいる保護者」という姿勢で、責任転嫁。加害生徒に対しては草むしりと短期間の別室登校のみ。

- 被害生徒の状況

被害生徒はPTSDに苦しみ、学校復帰が困難。家族は被害生徒の安全な学校復帰を求め続けたが、学校は対応しなかった。

- 学校復帰の妨害

被害生徒は学校復帰を望んだが、安全な環境が整わなかった。学校は高校進学支援を怠り、原告の焦燥感が増すことになった。

これに対する、鳥栖市（学校側）の主張は、以下のとおりである。

- 教員がいじめにより被害生徒に重大な損害が生じることを予見することはできなかった。

- 鳥栖市の事後的対応・措置にも問題はなく、適切な対応を行った。被害生徒への叱責、事実を踏まえない形式的な謝罪、学校復帰の妨害をしたことなどはいずれもない。

- 教員らは、事後的に必要な調査や報告を行っている。

- 被害生徒にPTSDが発症したとは認められない。

双方の主張を踏まえて、本委員会は、学校の対応について、以下の点を検証することとした。

- 本件発覚までの対応が適切であったかどうか。

- ・ 発覚後の対応が適切なものだったのか。
- ・ 加害生徒への指導は、適切であったのかどうか。
- ・ 被害生徒への学校復帰及び進路保障は、適切であったのかどうか。

2 本件発覚までの対応について

(1) 早期発見ができなかった問題点

鳥栖市及び学校側は、加害生徒らのいじめ行為を「有形力の行使等が、悪ふざけ、ちょっかいいに当たる軽微なもの」と見ていたが、すでに述べたように、当委員会においては、本件いじめは、軽微なものではなく、極めて重大、深刻なものと判断している。

このようないじめの状況認識の前提が違うことにより、本件の深刻ないじめに早期に対応できなかった学校の対応にはいじめ問題への認識不足があったと考えられる。

① 保護者からの相談に適切に応じなかったこと

学校におけるいじめでは、教員が気づかないうちにいじめが深刻化していくケースも少なくないため、これをもって、直ちに教員の対応が不適切だと判断できるものではない。

しかし、本件では、学校でいじめが発覚する前から、被害生徒の母親等が、被害生徒の様子に違和感を覚え、何度も学校に連絡をしている。そして、被害生徒の母親等からの連絡に対し、担任は、「いつもにこにこ友達と楽しそうにしています。だから、大丈夫です」と返答している。被害生徒の母親等が学校に連絡をしたのは、2012年4月ころに被害生徒が学校に行くのを嫌がる素振りを見せたとき、同年5月に被害生徒に怪我が多いことや夜遅くまで帰らないとき、同年7月に、被害生徒の自転車の部品がとられ、いつまでも家の前で帰らない加害生徒たちに困っていたとき、

そして、同年9月に、被害生徒が、体操服を忘れず持って行っているのに、制服で体育を受けていたことがわかったときである。

このように、半年もの間、保護者から複数回の相談があったにも関わらず、教員らは、被害生徒本人のみならず被害生徒保護者との面談や、複数の教員による観察・見守りなどの対応をしなかった。また、周囲の生徒たちから情報を得ることもしなかった。上記の7月の際には、自宅に押しかけてきた加害生徒たちに帰るように担任教員に注意してもらおうよう頼んだが、その場の注意だけで終わり、それ以上の観察や個人面談にはつながらなかった。

② 生徒同士の関係性を見抜けなかったこと

本件において、教員らは生徒同士の関係を表面的にしかとらえていない。それは、以下のことから読みとれる。

複数の教員らが、当時の学級の様子について、「非常に元気な学級だったが、暴力は見たことがない。廊下でプロレスごっことかじゃれあっているのを見たことはある」「やりたい放題にふるまったり学級崩壊のような状態になったことはない」と述べ、担任の教員も、「他の生徒同様、じゃれあっているな、ふざけあっているなというもの」「被害生徒も笑顔で」「給食時はおかずの交換は認めていた」と述べている(訴訟資料)。そして、複数の教員が、学級の様子は、「とりたてて騒がしい学級ではない」「目立って荒れていた学級ではない」「授業中騒がしくなったことはあっても、どの学級でもあるような程度」と述べている(聴き取り調査)。

担任をはじめ教員らは、プロレスごっこやじゃれあい、ふざけあいなど生徒たちの「事象」のいくつかを目撃している。しかし、それを「いじめ」とみるか、「悪ふざけやちょっかい」とみるかには大きな違いがあり、教員らにとっては、「プロレスごっこ」や「おかずの交換」は、いじめとして認

識されていなかった。被害生徒が「笑っている」から、教室のあちこちで生じる多くのふざけ合いの行動のひとつとして隠れてしまっていた。

③ 被害生徒の行動や心情を表面的にしかとらえられていなかったこと

いじめられる生徒の多くは、自身がいじめ被害を受けていることを隠すために、他者の前では笑顔を装うことがあり、本件の被害生徒もいじめられていることを隠そうと笑顔を装っていたと考えられる。したがって、教員らは生徒が笑顔を見せているからといって、いじめられていないと判断してはならない。

また、プロレスごっこがいじめの始まりとなり得ることは、広く認知されている(ゲームとしてのいじめ構造—「ダブルバインド型いじめ」抑止は
いかにして可能か—藤川大祐2021)。給食をとられていても、それは「おかずの交換」という言葉に置き換えられていた。被害生徒は、「交換」の名のもとに、おかずのほとんどをとられ、加害生徒たちの嫌いなものだけが渡され、毎日ほとんど食べるものがなかったと述べている(聴き取り調査)。金銭強要ですら、加害生徒たちの「おごってもらった」という言葉に変換されていった。巧妙な言葉の変換があったことに、教員らは気づけなかった。

被害生徒は、聴き取りの中で、各教科の授業の様子を詳細に覚えていて、ある教科では、教員が黒板を向いたときに生徒らがふざけてボールペンの一部を飛ばしあっていたこと、ある教科では、先生が準備室に行ったときに授業に使う刃物の一種を振り回してふざけていた生徒がいたこと、ある教科では、生徒同士が互いの椅子を引いたり、紙鉄砲や輪ゴムを飛ばしあったり、立ち上がって歩いたりするのを、先生も笑って見ていたことなどを述べた(聴き取り調査)。それぞれの教員がどの程度で怒るのか、あるいはどうすれば見つからないのかを生徒たちは心得ていた様子があるが

える。そのような中で、巧妙にいじめが行われていたと考えられる。

学校外の出来事にはなかなか気づけないとしても、学校内で、プールで水に沈めたり、掃除の時間や宿泊合宿で暴行をしたり、裸にして辱めたり、持ち物を隠したり、教室でほとんどの男子が参加するほどの状態になっても気づけなかったのである。もっと早くに、保護者の声に耳を傾けて、対応をすることができていたら、ここまでいじめがエスカレートするのを避けることができたかもしれない。

(2) 問題の背景にあるいじめへの認識不足

このように、保護者からの相談に真摯に対応しなかった背景には、以下のような、いじめへの認識不足があると考えられる。

一点目は、生徒同士の力関係(支配-被支配の関係)を見抜けなかったことである。「いじめ」という現象は、教師の目から見てわかりやすい形には現れないからこそ、これらの行為の裏に潜む力関係の不均衡と隠された支配関係に敏感になる必要がある。

教員らは、被害生徒の笑顔の奥にあるものを見抜くことができず、彼らを「楽しい友人関係」とみなし、関係性が対等なものだと思い込んでいた。実際には、「金を持ってこないと、家族がどうなるかわからない」という脅迫めいた言葉に怯えていた被害生徒は、自ら相談したくてもできない状態だった。その結果、被害生徒は入院している母親から渡された生活費にまで手をつけざるを得なかった(訴訟資料)。被害生徒は、当時のことについて、「先生は僕を見ていた。なのに助けてくれなかった」と述べ(聴き取り調査より)、「本当は助けてほしかった。気づいてほしかった。ジャンプアップノート(日記)を書かなかったことも、気づいてほしかったから」と述べている(聴き取り調査)。

学校側は、早期発見できなかった理由として「いじめられた生徒は休んだ

り、遅刻をしたり、保健室に行ったりすることが多いが、その兆候も一切なかった」(訴訟資料)と述べているが、いじめられた生徒は休むことも相談することもできない状況に追い込まれることがあることについて認識が不足していたといわざるを得ない。

当委員会の聴き取りにおいて、ある教員は、「あのときはわかりませんでした。今は、例えば、給食を交換してという言葉聞いても、額面通りとるのではなく、本当にそうなのかどうか(抑圧的のものがいいのかどうか)を考えるようになりました」と述べており、当時は、そこまで見抜けなかったことを認める発言もなされている(聴き取り調査)。

二点目の問題点は、教員らの加害生徒たちへの生徒指導上の見方である。教員らにとって、加害生徒たちは、生徒指導上、大きな課題のある生徒ではないため、いじめをする生徒ではないという先入観があった。そのような先入観も、いじめを疑わなかったことに結びついている。

加害生徒たちについて、教員らは、「加害者たちは、生徒指導では、いわゆる一軍ではなく、二軍か三軍の子たち」「万引きや教師への暴言もない」「授業を妨害したり、他の生徒に危害を加える生徒ではない」と見ており(学校・教育委員会資料)、当委員会の聴き取りにおいても、複数の教員らが、同様に、「学年には対応が困難な生徒もいたが、この件(いじめ)に関わるような生徒ではない」「加害生徒たちも被害生徒も小学校からの引継ぎでも特に何もなかった」「加害生徒たちよりひどい生徒はたくさんいた」と述べている(聴き取り調査)。

教員らにとっては、加害生徒のほかにも、生徒指導上さらに困難な生徒がおり、そういった生徒と比較すれば、加害生徒たちは、「あまり問題のない生徒」として見ていたことがわかる。

この点においても、いじめ問題への認識不足が表れている。いじめの加害

者は、必ずしも他の問題行動を伴う生徒とは限らない。いじめ加害者は、ときに「優等生」であったり、他の生徒にも教師にも人気者の「カースト上位者」であったり、「ごく普通の目立たない生徒」であったりもする。いじめる側といじめられる側は、力関係によって成立する。人数や能力による優位性が、いじめられる側の力を奪い、反撃できなくさせていくのであり、その力関係に教員らが着目しない限り、いじめの有無は見えてこない。

いじめの発見を遅らせた三点目の要因として、生徒指導における支援という側面の弱さがある。本件においては、被害生徒は、中学校入学以来、母親が重い病気で長期入院していた。時折家庭訪問をしたり、個別に生徒と面談したりするなど、心理面の支援が必要な生徒である。しかし、学年や学校の会議の中で、そのような支援が行われていたといった記録はなかった。「実は被害生徒は少し気になっていました。」と述べた教員もいたが(聴き取り調査)、当時の学年教員らに共有されていたものではなかったと思われる。

被害生徒は、真面目で忘れ物をするような生徒ではなかったにも関わらず、体操服をたびたび忘れて(実際は忘れたのではなく隠されていた)、夏休みの宿題を提出しなかった(実際はできなかった)ことにも、教員らは不審に思わなかった。「どうしたの?」とひとことでも被害生徒に問うことがあれば、何か異変に気づいたかもしれない。病気の母親を心配させたくない一心で誰にも相談できなかった被害生徒の心情を思うと、日常の配慮や支援不足の問題も見過ごすことができないことである。

このように、教員たちの認識不足、先入観、支援の弱さ等から、教員の目の見えぬところで、いじめは深く進行していった。精神科医である中井久夫氏が提唱したいじめの進行モデルによると、「孤立化→無力化→透明化」の最終段階では、いじめが日常化し、加害者や周囲の大人に見えても「いじめ」として認識されなくなり、被害者は孤立と諦めの中で尊厳を失うことになる

といわれている（「いじめの政治学」中井久夫1996-1998）。

被害生徒は、「僕がいじめられているときに、先生はこっちを見ていたのに、僕がいないみたいになっていた。僕が注意されたときもあった。先生に相談しようとしてもできなかった。あのときの僕は一体どうすればよかったのだろう」と深い絶望感を覚え、今でもその瞬間から抜けられないと述べている（訴訟資料及び聴き取り調査）。

(3) 組織的な問題点について

学校の問題点は、教員一人一人の資質や能力の問題ではない。いじめ対応における学校の組織的構造的な生徒指導の在り方に問題があると思われる。

一点目の問題点は、まず、小学校との情報交換についてである。教員らの聴き取り調査では、「小学校との新生児に対する情報交換については、入学前の3月に行っていた」が、「いじめ事案に関わる児童生徒の情報は特にはなかった」述べられており、小学校と中学校の情報交換が、児童生徒一人一人について詳細なものでなかったことがうかがえる。いじめ防止のためには、小中連携により、一人一人の生徒の状況や配慮事項、人間関係等についてより一層細やかに情報交換をする必要がある。

二点目の問題点は、学年全体で複数の教員が生徒たちを見て、常に生徒指導上の課題を協議する場があまりなかった点である。一人の教員だけでは気づかないことも他の教員が気づき、情報交換することによって、いじめの芽を早い段階で見つけることは可能になる。授業中にも頻繁に行われるふざけあいに対して、誰も問題視していなかったのは、教員同士の協議の場が少なかったのではないかと思われる。

三点目は、いじめへの対応について生徒指導上、重大な問題として位置づけられていなかったことである。本件は、いじめ防止対策推進法が施行される前年に起こった事案であるが、当然のことながら、学校経営方針や生徒指

導運営計画に、いじめ等の方針が明確に打ち出されていなくてはならない。先述した文科省通知だけでなく、2010年に作成された生徒指導提要においても、いじめのことは詳しく書かれている。

聴き取り調査によると、校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導担当等からなる「生徒指導委員会」が設置されており、1週間に1回程度定期的開催され、生徒指導上の課題について協議されていたようであるが、学年主任、養護教員、スクールカウンセラー等は「生徒指導委員会」のメンバーではなく、「教育相談委員会」であったため(聴き取り調査)、「生徒指導委員会」と「教育相談委員会」のメンバーが分けられていることによって、いじめに対しての情報連携が十分とれていなかった可能性がある。

四点目の問題点は、教員らへのいじめの研修も十分とはいえず、いじめアンケートも形式的であったことが挙げられる。教員の聴き取り調査では、「生徒指導の研修は夏季休業中に、行っているが、いじめに特化した研修は行っていない」と述べられていた(聴き取り記録)。生徒に対する定期的なアンケートは、月1回程度とられていたが、被害生徒は、アンケートは、教室で書いたものを後ろの席から順に前に回すというものであり、本当のことを書ける雰囲気ではなかったと述べている(聴き取り調査)。

文科省からの通知等により、当時は、いじめの早期発見の重要性が指摘されていた時期である。「いじめほどの生徒にも起こりうる」という前提から、教員側が生徒のいじめのサインを見逃しているのではないかという危惧や危機意識をもっていれば、本件いじめにも早期に対応できた可能性があったと考えられる。被害生徒側は、学校側は、いじめを「意図的に隠ぺい、放置」ととらえているところ、当委員会の調査では、それが意図的なものであるとは認められなかった。しかし、当委員会としては、むしろ、学校側がいじめへの疑いをもてなかったことが大きな問題点であると指摘する。

3 発覚後の対応の問題点

(1) 発覚後の事実確認と謝罪対応の問題

本件とは別件の問題行動の発覚によって、たまたま被害生徒が他の生徒にお金を渡しているという情報を教員らが知ることになり、それが、本件のいじめの発覚のきっかけとなった。

その後の学校の対応を以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|---|
| 2012年 10月23日 学校 | 他の生徒同士の問題行動から、被害生徒が6人の加害生徒に金銭を渡しているという事実が判明。5人の学年教員により聴き取りが行われ、合計2万2000円の金品授受があったとされた。被害生徒は被害額を1万4000円と低く述べていた。二人の加害生徒からはエアガンを向けたことがあるという事実も出ていた。 「おごってもらった」という加害生徒らの主張により、6人全員に対して金銭の授受(おごりあい)はいけないという指導がなされた。エアガンを向けた二人に対しても、それはいけないという指導があった。 |
| 同日夜 | 午後8時過ぎ被害生徒の保護者は学校から連絡があり出向き、被害額が30万円を超えていることやひどい暴力もあったようであると話した。学校から警察に届け出てほしいと要請したが、学校からは「学校に預けてほしい、学校の責任として調査をする」と言われた。帰宅後被害生徒は怯えて何も語らなかった。体の傷を親に見せることもしなかったが、この夜、被害生徒は取り乱して「明日も学校に行かなければいけない」と言い張った。「安心とか大丈夫とかそんなのはない。僕が学校に行かないと、僕だけ |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>じゃなく家族にひどいことをされる」と言い、震えたように泣き崩れた。その様子に母親は驚き、翌日から学校を休むよう伝えた。</p> |
| 10月24日 | <p>被害生徒の母親は、断片的な事実から暴力や脅迫が行われていることがわかり、警察に被害届を出しに行くことに担任に電話で伝えた。その直後、教頭は、鳥栖市教育委員会に報告をした。教育委員会からの指導で、校長は「被害額があまりに大きいので警察に被害届を出すように」と被害生徒の母親に連絡した。放課後、学校において加害生徒らへの聴き取りが行われ、「金品の強要が行われていたこと」「エアガンで撃つ行為や暴力・暴言があったこと」を確認した。</p> |
| 10月25日 | <p>校長が付き添い、加害生徒の一人が保護者とともに被害生徒の自宅に「謝罪」のため出向いた。加害生徒の主張と被害生徒の主張は食い違っていたが、加害生徒が他の生徒の行為を話すことがあった。</p> |
| 10月26日 ～ 11月19日 | <p>この日から一人ずつの「謝罪」訪問が続いた。校長は、加害生徒に説明と謝罪を促した。加害生徒の話は、自己弁明が強く自分のことはあまり語らず、他の生徒の行為を語った。加害生徒らの説明が不十分でかつ言い分に食い違いがあった。被害生徒の母親は、「体調が良くないため連日の訪問はやめてほしい、自分の行ったこととその誤りを文章にして持ってきてほしい」と教員らに伝えた。「謝罪」訪問と並行して、学校側でも加害生徒に聴き取り調査を行った。</p> |
| 11月22日 以降 | <p>謝罪文を書かせて、被害生徒宅に届けた。</p> |
| 2013年 | <p>教育委員会は、学校に対してなぜ被害生徒が謝罪を受け入れられ</p> |

| | |
|-------|--|
| 1月 | ないのか、加害生徒にどのような行為があったのか、報告を促した。 |
| 2月 | 各報道機関の取材が始まり、学校と教育委員会が対応する。 |
| 3月21日 | 被害生徒の家族が記者会見をした。 同日夜に保護者説明会があり、学校は、被害の概要として「2012年4月から10数名よりいじめを受ける。金銭の要求（被害額は数十万円という単位、少ない生徒で千円単位）、身体的暴力（エアガンで撃つ、プロレス技をかける、叩く、蹴る）、言葉による暴力（脅し、ちょっとしたことで文句を言う）、その他（持ち物を壊す、自転車で追い回す、カッターナイフの刃を見せる、殺虫剤をかける、包丁を向ける、のこぎりを竹刀のように振る等）等大変ひどい内容で犯罪と捉えている」と説明している。 |

以上が、2012年度に行った学校の本件発覚後の主な対応である。鳥栖市は、訴訟において、これらの対応について、「原告の主張する不適切な対応は全てない。生徒に対する行うべき注意をしていたからこそ、本件事件は発見され、その後も聴き取り、謝罪など適切な対応がとられ、また、教師らは事後的な調査や報告を行っていた。」と主張している。

しかし、学校側の対応を見ていくと、非常に不可解な点がいくつか見えてくる。

① 「おごりあい」としての処理と加害・被害生徒同席での指導

一点目は、本件が発覚した時点では、金銭の強要ではなく、「おごりあい」として本件が処理されていったことである。約7か月に及んで行われていたいじめに気づかず、教員らは、単に「金銭授受」の問題行動として捉えた。その結果、1万数千円の金銭授受があったことに対して、加害生徒だ

けでなく、被害生徒にも、「金銭をおごってはいけない」と指導をしている。

いじめの事情聴取や事実確認であれば、加害者と被害者を同席させることは通常あり得ない。しかし、金銭授受の問題行動として、一括して被害者に対しても指導がなされた。これが、事後対応の第一の問題点であった。

② 徹底した事実確認がなされなかったこと

第二の問題点は、いじめが発覚した当日の夜には、被害生徒の家族からの情報によって、暴力の事実や被害金額が多額であることが示唆されながらも、徹底した事実確認をしなかったことである。

学校側は、1日の加害生徒からの聴き取りを行っただけで、いじめ発覚の翌々日には、一人の生徒が暴力行為と被害金額5万円以上になることを認めたために、すぐに「謝罪」訪問に行かせている。被害金額が大きいいうえに、10数名もの生徒が関与し、半年以上の期間に及んでいることからすれば、1日や2日の聴き取りで、本件の全容を学校側が把握するのはそもそも困難である。生徒の記憶が曖昧になったり、自身の加害行為についての供述が甘くなったり、複数の生徒の言い分が食い違うことも当然あり得るが、それぞれの供述をもとに、事実を追求していかなければならない。その際、そのときどきの生徒の心情や生徒同士の関係性についても確認しなければ、事実関係は把握できないはずであり、相当の時間が必要なはずである。それにもかかわらず、学校側は、わずか1日だけの加害生徒だけからの聴き取り聴取で、「謝罪」に行かせている。

当委員会では、事実確認のための聴き取り調査に要した時間が少ないことを問題視する。

③ 徹底した調査なしでの形式的な「謝罪」が事態を悪化させたこと

第三の問題点は、徹底した調査を行わずして、「謝罪」に踏み切ったことである。謝罪に出向く生徒自身が、自らのしたことに向き合っこそ謝罪

になり得るが、加害生徒が、自らが行ったことに向き合えるだけの十分な調査がなされていない段階で謝罪をするのは、それは形式的な謝罪に過ぎない。謝罪を急いだことによって、事態はより複雑な様相を刻むことになり、その後の保護者同士の対立や被害生徒の家族の不信感を生むことにつながっていった。

被害生徒の母親は、当時の謝罪について、「謝罪と言っても、何を謝りに来ているのか本人たちもわからないようでした。反省しているという様子ではなかったです。」「金額も全然違っていました。」「生徒たちは自分のことはなかなか言わないですが、他の生徒のしていることは平気でぼろっと口に出すんです。だから、その次に謝罪に来た生徒に、またそれを聴いていくという感じでしたね。」と述べている(聴き取り調査)。

学校の事実確認が十分でないまま、謝罪訪問が連日のように続いていった。被害生徒の母親が、複数の加害生徒たちの話を聴く中で、証言が食い違い、それを被害生徒の母親が確認する。本来、教員がしなければならない事実確認を、意に反して、被害生徒の母親がせざるを得ない結果となった。真実を知りたい被害生徒の母親から、「謝罪」に訪れる加害生徒たちへの質問によって、ようやく深刻ないじめの一端が明らかになっていった。

(2) いじめ問題への認識不足

では、なぜ、学校側は、本件の全容解明はおろか、加害生徒の言ったことの裏付けもとらず、加害生徒が自分の行為の何が間違っていたのか内省もしていない段階で、早々と謝罪に行かせたのか。当委員会としては、学校のいじめ問題に対する認識の欠如が、このような間違った対応につながったのではないかと考えている。

① 形式的な「謝罪」は被害者への二次加害となることへの認識不足

学校側としては、生徒たちの言う「おごってもらった」という言葉を額

面通りに受け止め、早急にお金を返却すべく、そのための謝罪が優先的事項と判断したことが考えられる。被害生徒と加害生徒という深刻ないじめの構図を想定していなかったからであろう。「迅速な謝罪」は生徒指導上の問題解決においては、当時、最善の方法と信じられていた。裁判においても、「これは、生徒指導上、最善の判断」（訴訟資料）と、管理職が述べている。確かに、事実関係が明らかになった場合の万引きや、誰かに怪我をさせた、器物を破損した等の問題行動の場合には、まず謝罪をして誠意を見せる、その後で、生徒にじっくり指導をするという方策にも理があるかもしれない。だが、いじめの場合にはそうとはいえない。加害生徒が自分のしたことを十分に受け止めていないのに、自宅に訪問することは、被害生徒にとって、恐怖以外の何ものでもない。加害者の謝罪は決して急いではいけないことは、周知の事実ではあるが、当時の学校には、その認識が欠けていた。「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない」ものである（2017年「いじめの防止等の基本的な方針改訂」）。

ほとんどの教員は、形式的「謝罪」が被害生徒を恐怖へと追い詰めていくことへの認識の欠如から、こうした過ちに気づかず、そして、次から次へと加害生徒たちの「謝罪」が繰り返されることになった。

② 形式的「謝罪」がもたらした混乱

「謝罪」に行くたびに、金額の違いや暴力の事実が次々に出てくるので、「新事実」に驚愕することになる。裁判では、教員らは、このときのことを「お母さんが納得するまで延々と続く」「プレッシャーは（加害生徒にとって）とても大きなもの」「加害生徒が認めるまで終わらない、どうにかして終わらせようとして生徒が認めていく」（訴訟資料）と述べている。その後、学校においても事実確認が再度繰り返されるが、なかなか進まなかった。教員らは、「お母さんの要請で被害金額がどんどん増えていくので、再

度聴き取りを行うなどして、お母さんの主張する内容に合わされていった」と述べている(訴訟資料)。

本委員会の聴き取りでは、教員たちの困惑ぶりがうかがえた。「中学生だし、記憶も曖昧なところもある。金額が大きすぎて学校だけの対応では厳しかった」「学校としては、聴き取り情報の整合性も内容の客観性・合理性や信用性などの確認等はなしえなかったのが実情」「金額や暴力の事実が次々と明らかになっていくにつれ、何が本当なのかわからなくなった。自分たちのやり方だけでは、本当のことを引き出せなかった。限界があった。最後まで、何が本当かどうかわからなかった」「お母さんの前で行っている金額を聞いて何十倍もあったので何を信じていいかわからなくなって、(教員として)がっかりしている様子がお母さんに伝わったのか『先生も落ち込んであるよ』と言って慰めてくださった。」と述べている(聴き取り調査)。

せめて一人目の加害生徒の聴き取りから新たな事実が出た時点で、「謝罪」をストップして、事実確認を優先すべきであった。当事者だけで、意見の食い違いがあるならば、その他の関係した生徒や教員、若しくは、学級の一人一人に話を聴くべきであった。

(3) 組織的対応がなされなかったこと

校内での情報共有や審議の場も、ほとんどなかった。関係する教員同士ではある程度話し合いなどはあったかもしれないが、会議の記録としてはほとんど残っていない。誰から、どんな聴き取りをしたのかという記録も残っていなかった。

中には、急ぎすぎた謝罪に疑問を感じ、「謝罪に関しては、詳細がわかるまで学校はちょっとストップしていたが、一人の生徒がフライングして謝りに行った。そこから謝罪が始まった」と述べている教員もいた(聴き取り調査)。

情報の共有や対策の立案、事後の検証の観点からも記録の保存は極めて重

要であり、記録がないことは極めて問題である。

(4) 第三者委員会による調査要請もしなかったこと

2013年3月4日のスクールソーシャルワーカーの所感では、「学校側と親の受け止めが違っている。学校は謝罪が済んでいるとするが、被害生徒の家族は、加害生徒の反省が見られないため謝罪は済んでいないとしている。親が親を呼んで話を聴いたりしているので本人から聞き取りをすべき。第三者委員会の調査が必要ではないか」と述べている(学校記録より)。このような提案があったにもかかわらず、第三者委員会への調査も要請されなかった。

(5) 小括

学校は、ある時期調査を一定程度した形跡は認められるものの、組織的に情報共有がなされ、調査した事実が報告書としてまとめられ総括されることはなかった。徹底した事実確認を欠いた「形式的な謝罪」は被害生徒に対して恐怖でしかなく、事実解明に混乱と相互不信をもたらし、二次加害ともいえるべき「謝罪」が繰り返された。

この点について、被害生徒側は、「責任回避という組織的防衛的意図のもと、事態の沈静化を図ったもの」と主張しているが、当委員会の調査ではそれが意図的なものとまでは判断できないものの、徹底した事実確認を欠いたまま形式的「謝罪」を先行させた方法は、生徒指導上、いじめの対応として極めて不適切であったと考える。

4 加害生徒への指導について

(1) 加害生徒への指導が徹底しなかったことについて

被害生徒側は、「加害生徒は草むしりと短期間の別室登校のみ」で、被害生徒が要望する学校復帰のための安心安全な環境が整えられなかったと主張する。この点に関して、学校側が加害生徒に直接指導したことを、以下の表

のとおりである。

| 学校側が実施した加害生徒への指導 | 結果 |
|--|---|
| <p>発覚直後、加害生徒の一人一人から聴き取り調査と、指導が行われた。事実が食い違っている場合は、何度か呼び出し再調査をした。そこでわかった事実をもとに指導がなされた。個別指導だけでなく、加害生徒全員を集めた指導も行われた。</p> | <p>「お金をおごってもらったことは許されないこと」「暴力はいけない」という説諭を行ない、「クラブ活動への参加停止と草むしり」をさせ、「謝罪文の作成」をさせたことは記録にある。生徒の作文からも「暴力がいけない」「おごってもらうことがいけない」という指導はあったと書かれている。また、被害生徒の保護者によると「何を謝りに来ているのかわからない様子」「事実があまりに食い違っていた」とある（聴き取り調査）。</p> |
| <p>更生プログラムとして、2013年4月10日から同月12日（中学2年時）の3日間、出席停止に準じた「別室指導」が行われた。加害生徒のうち5名（この5名は警察から児童相談所に送致された5名だと思われる）に関しては、その間、初日と最終日に、それぞれ一人一人に対して校長の個別面談が行われた。また、作家・僧侶で</p> | <p>更生プログラム終了後、2013年5月から同年6月にかけてスクールカウンセラーが更生プログラムの検証のために、加害生徒5名と面談している。その資料によると、「ついカッとしがちなので、自分を抑えな</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ある玄侑宗久氏や、小学6年生のタレントの春名風花さんの「いじめている君へ」という文章などを読ませ、作文を書かせている。そして、3日間のプログラム終了後には、「自分を振り返って」というタイトルで作文を書かせている。</p> | <p>いといけないと思い努力している」「何がいけなかったのか考えないといけない」「喧嘩っ早いところなどを気をつけている。直接、謝りたい」などといった言葉が語られており、一定の成果があったと思われる。一方で、「荒っぽさや扱いが雑」「集中できない、忘れやすい、じっとしておれない」「カッとなりやすい」などといった生徒がいること、家庭の間での不満を解消されないまま抱え込んでいる生徒がいることも指摘されているが、その後の学校の指導に活かされたかどうかは不明である。</p> |
| <p>対象生徒13名に対して、2013年4月15日から、以下のようなプログラムが実施された。 ①週1回程度の中庭管理、②担任とのジャンプアップノートの交換、③月1回の校長・教頭面談、④教育相談推進支援員による週1回程度の面談、⑤関係機関による観察と情報交換、⑥担任による定期教育相談、⑦月1回程度、様々な立場の職員からの話、⑧スクールカウンセラーによ</p> | <p>勤労体験の施設職員の感想では、全員が概ね真面目に取り組んでいた様子が見えるが、そのほかは生徒に関する記録がないため不明である。</p> |

る授業等巡回、⑨勤労体験。

勤労体験は、障害者就労支援施設に依頼して、6月1日、6月8日、6月15日の3日間、それぞれ3名ずつ、計9名の生徒が参加した。トイレ掃除、ジャガイモの収穫、玉ねぎの皮むき、花壇の手入れなどの作業に従事した。

このようにしてみると、学校側は、様々な方法に取り組んでいるように見える。だが、ここにも以下のようないくつかの問題点が散見される。

① 徹底した事実確認を踏まえないままの加害生徒への指導の限界

指導の内容は、金銭授受は「おごってもらった」という関係性で捉え、暴力もちょっとした「悪ふざけ」「ちょっかい」程度という認識であり、問題の深刻さに見合う指導があったとは考えにくい。また、「金銭授受」と「暴力」は、別々のものとして捉えられている。被害—加害の実態を学校がしっかり把握しないままの指導では限界がある。

謝罪文や反省文を見ると、生徒によって、自分のことと捉えている生徒もいれば、どこか客観的で人ごとのようにとらえている生徒もいる。次に「このようなことがあったらどうするか？」との問いには、生徒たちからは同じような回答も多い。13～14歳ということで、まだまだ未熟な年齢であり、自分で考えるというより、教わった内容をそのまま回答しているものと思われる。

② 対応が後手後手に回ったこと

被害生徒家族は、事実解明と加害生徒への指導を学校に何度も要求し、学校側は、2年時になって加害生徒への更生プログラムを実施している。

1年時の終わりには、すでにマスコミがいじめについて報じていることな

どを考えると、学校側の対応は、保護者やマスコミに押される形で、後手後手に回っていったと考えざるを得ない。

被害生徒の家族は、そういう学校の対応に不信感を募らせ、「学校での態度は変わらない生徒もいた」「なぜ加害生徒たちが学校に行けて我が子が学校に行けないのか。安心して学校に行ける環境を作ってほしかっただけなんです。加害生徒が心から反省していない、行動が変わっていないということは、他のお子さんから聞いてわかっていました。そんな状況では安心して学校には行かせられないと思ったのです」と述べている(聴き取り調査)。

被害生徒家族の再三の要請に対して学校側は、その都度、「指導しました」という回答で終わっている。

当委員会の聴き取りで、一人の教員は「当時の学校の対応では、そこまで加害生徒に関わり切れなかった。指導したからと言って、急に生徒の行いが変わるわけでもない。確かに何人かの生徒は、落ち着かない生徒もいた。母親は、誰が反省していないとかの情報ももっており、確かにその情報は合っていた。3人から4人は、反省していなかったように見えた。」「学校復帰させたかったけれど、どうしてもうまくいかなかった」と述べている(聴き取り調査)。

③ 加害者の背景への認識不足のまま進められた更生プログラム

学校の指導にも限界があり、また、どれだけ関わってもすぐに教育効果が表れるというものではない。だが、ここでも、問題なのは、学校側の姿勢に、依然としていじめの重大性への認識が欠けていることである。更生プログラムを考える時点でも、加害生徒たちを「とりたてて問題のない生徒たち」と記している(学校資料)。西九州大学の観察記録では、授業の成立を困難にさせる生徒たちが、複数の学年にかなりの人数いたと記述され

ている。「授業の成立を困難させる生徒」への対応に疲労困憊する姿が描かれていた。そういう生徒と比べれば、本件の加害生徒たちは、「たいしたことではない」と軽く済まされていたのかもしれない。

しかし、加害生徒の中にも課題を抱える生徒がおり、裁判の被告となった8名の加害生徒の家族背景を、裁判記録から読み解いてみると、複雑な家庭環境や経済的困難、DV、かつてのいじめ被害者など、多くの困難な背景を抱える生徒が複数見られることがわかる。加害生徒もまた、家庭的、社会的に様々な課題を抱えている生徒たちであり、支援が必要な生徒たちであった。加害生徒がいじめを引き起こした要因や背景への考察と分析、それに基づく支援抜きには、更生は考えにくい、そこまで考え練られた更生プログラムであったとまではいえない。

本来の加害生徒指導とは、それぞれがなぜ自分がそのような行動をとってしまったのか、深く考えさせなければならない。そのためには、教員らが生徒同士の人間関係や学級の雰囲気、家庭的な事情、学力など、総合的な視点から生徒の課題を見るべきである。

また、更生プログラムに参加していない加害生徒もいるが、そういう生徒たちへの指導はほとんどされていない。学校が把握している以上にもっと多くの生徒が関与していることが想定される。いじめの構造には、被害者と加害者だけでなく観衆や傍観者も存在する。学級のほとんどが何らかの形で関与しているにも関わらず、指導としては、道徳の時間に教材を使っての間接的な指導だけである。もっと直接的に、それぞれの生徒が自分ほどの立場でどう行動したのか、あるいはできなかったのか、それはなぜか、考えさせるような指導や生徒同士の話し合い活動もなされるべきであった。

指導は、加害生徒だけでなく、傍観者や観衆への指導も必要である。そ

のためには、徹底して事実確認をして、いじめの構造を把握することが必要であった。だが、本件では、それがされていなかった。

(2) 警察及び児童相談所による指導との連携の不十分さ

加害生徒に対しては、警察や、児童相談所の指導も入っていたが、14歳に満たない加害生徒の対応については、以下のことが考えられる。

- ① 学校や家庭等による注意・指導
- ② 警察介入による警察による少年たちに対する指導
- ③ 警察介入による児童相談所への児童通告（通常の事件）
- ④ 警察介入による児童相談所から家庭裁判所への送致（一定の重大事件）

今回は一部中心的加害生徒には③、その他の加害生徒に関しては①の対応がとられている（②についても行われたものと思慮される。）。③による児童相談所の対応は、基本的に児童福祉法によるものであり、児童や家庭にとって必要な支援という趣旨で行われ、少年たちに罰を与えるような趣旨ではない。

したがって、本件では学校を中心として①、②及び③が適用され、加害生徒に対する、いじめに関する理解を深める取組が行われた。つまり、加害生徒の何人かについては、児童相談所と警察の指導が入っている。しかし、これらの機関は守秘義務があることから、その内容を知ることはできず、学校側と児童相談所や警察との間で十分に情報共有ができていたのか詳細は不明である。だが、それぞれの立場でできる限り情報共有し、加害生徒にとって、どのような教育的対応が必要かについて、協議することは可能であったのではないかと考える。

5 学校復帰及び進路保障について

(1) 学校復帰に向けた取組

当委員会では、当初、学校復帰に向けての学校の取組について、それがなぜ功を奏しなかったのかについて検証を行った。そこで、学校が他の機関と協力して関わったものをまとめたものが、以下の表のとおりである。

| 取組 | 結果 |
|---|---|
| 「中原特別支援学校」の病弱学級への転学という案を学校側が提案した。 | 本人や家族が同意しなかった。先方からも対象外のため受け入れられなかった。 |
| 2013年4月（中学2年時）から中学校の教員による訪問指導を実施した。国語、数学、理科、社会のそれぞれの担当教師や校長が、週1回の割合で被害者宅を訪問し指導した。また、佐賀県教育センターの研修員2名による英語と音楽の学習支援も2013年5月から行われた。 | 教員との関係性をつなぐという意味ではある程度成果もあったと思われるが、学校復帰にはつながらなかった。 |
| 県警から協力要請、後に市教委からの依頼を受けて、民間の支援団体の学習支援が開始された。この団体は不登校、ひきこもり、非行など不適応問題を抱える子どもたちの自立支援に取り組んでいる団体である。2013年4月から臨床心理士でもあるスタッフ1名が、週に1回、1時間の学習支援が開始された。 | 支援団体の主張する「学校内の安全安心な環境づくりが」は、校内で実現できず、西九州大学の取組に移行される。だが、支援団体のアウトリーチの関わりは、卒業時まで続き、それ以降も継続された。本人との信頼関係が作られ、外部での活動にも時折参加していた。 |
| 2013年6月からケース会議が開始され、 | 議論がかみ合わず、安心安全な関 |

| | |
|---|--|
| <p>2014年2月まで、10回近く実施された。学校教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育委員会、警察、教育センター、支援団体等が会議に参加して、学校復帰に向けた協議を行った。</p> | <p>係作り、環境づくりは実現できなかった。</p> |
| <p>2014年1月（中学2年時）から鳥栖市教育支援センター「みらい」（いわゆる適応指導教室）への通学が開始された。主治医から、「ベランダには出さないこと。ブツブツ言うときは声をかけること。一人にはしないこと。本人は明日から弁当を持っていくと言っているが、最初から無理してはいけない。自転車通学もまだ無理」などの注意点が指示された。同年11月（中学3年時）まで通学が継続された。</p> | <p>「みらい」では、一人学習をしたり、他の生徒とサッカーをしていた。また、特定の生徒とはよく会話もしていた。だが、他の制服姿の生徒を見るだけでフラッシュバックが起こることから、「みらい」への通学も続かなかった。</p> |
| <p>支援団体の提案で、西九州大学大学院臨床心理コース教授1名及び大学院生6名による「心の相談員配置事業」として、2014年2月10日から同年3月19日までの間に合計で10日間、午前8時30分から午後1時30分までの間、校内や保健室を巡回し生徒たちと交流をもち観察した。</p> | <p>特定の生徒と関わるものではなく、学校内での巡回観察が主である。教室を飛び出しウロウロする生徒や喫煙をする生徒がいたこと、保健室、相談室に来る生徒たちに話しかけたことが記録として書かれている。学校全体の印象として、「基本的な授業のしつけができていない」「授業の成立が困難」「生徒たちの意味</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>のない笑顔と教職員の笑顔の見えないアンバランス」「教職員間の不信感、疲労感、イタチごっこへのいら立ちなどメンタルヘルスが気になる」等が記載されている（西九州大学観察記録）。</p> <p>結果として、学校の状況を好転させることはできなかったようである。</p> |
|--|---|

(2) 被害の重大性の認識不足

このように、学校・教育委員会側も様々な働きかけは行っていたが、被害生徒は卒業するまで学校復帰することはできなかった。その要因としては、被害者が重篤な精神症状を受けていることを学校側が十分に理解できていなかったことが大きいと考えられる。

学校は、被害生徒の不登校について、その原因をいじめだけでなく、母親にあるという誤った認識をもっていたこのことを当委員会は重大な問題点として指摘する。このような誤った認識になるのは、そもそもいじめの重大性の認識が弱いからである。

今回の聴き取り調査において、複数の教員が、「授業に来なくなったのが残念だった。母の意向と思っていた」「本人の精神状態について、主治医は母親の言いなりなので、その話はあまり信用していなかった。」「本人の精神状態について、いじめが発覚したころは、当初の本人からの個別聴き取りの際の様子などから、問題なく学校に来られると思っていた」「母親の影響で家に閉じこもる生活をしたために、日に日に落ち込んでいったのだろうと思う」と

述べていた（聴き取り調査）。

被害生徒は、すでに前述したとおり、刃物や水、制服を見たり、音を聞いたりするだけで、いじめに関する記憶が呼び起こされ、フラッシュバックを起こし、解離症状や自殺念慮が生じるなど重篤なもので、遺書を書いたこともあり、死にたいと何度も訴えていた。当時、訪問支援をしていた支援団体のスタッフは、このような被害生徒の苦しんでいる姿を見ている（聴き取り調査）。そのことは、精神科医である主治医も学校に対して何度も説明している（訴訟資料及び聴き取り調査）。それにもかかわらず、教員らは、これらを信じなかった。

また、母親の姿勢に否定的であっただけでなく、被害生徒の主治医や支援団体に対しても否定的な発言が複数見られた。ある教師は、「主治医が言うことは、ほぼ母親が言うことと同じことだった。医者としての見解として受け止められなかった」「支援団体は、依頼した際には、最初は『被害生徒と信頼関係ができれば両者をつなぐようにします』と言っていたが、被害生徒家族にべったりになり、大外れだった」「支援団体は母親に振り回されて、かえって事態を混乱させた」と述べていた（聴き取り調査）。

医師や臨床心理士を含む不登校支援の専門家が被害生徒の精神症状を何度となく伝えているにも関わらず、学校側は、それらを信用せず、全て被害生徒の母親の「言いなり」と決めつけた。それは、地域住民の間に広がっていた「母親が裁判のため我が子を学校に行かせないようにしていた」というストーリーと奇しくも重なっていった。

学校は、そのような誤った認識をもったまま、学校復帰の対応をしていたことになる。被害生徒を学校復帰させるための支援会議も何度か開催されているが、根本の認識がずれているために、議論もまとまらなかった。被害生徒は、2年生の時、教育委員会で行なわれたケース会議に自ら出席し、教員

らに対し、「いじめがわかってから、僕は殺されると思った」と発言している。だが、この言葉の重みも悲痛な心の叫びも、残念ながら共有されなかった。

学校側が、なぜここまで被害生徒の精神症状を疑ったのか。学習支援や家庭訪問の際に、被害生徒と何度も顔を合わせている教員らの目には、被害生徒は危うい状態には見えなかったと述べている。頻繁に家庭訪問していた教員ですら、「精神状態について、いいとは言えないけど、そこまで悪いとは感じていなかった」「お母さんがそういうふうに言っているからドクターもそう言っているという認識だった」「最初はよそよそしい感じがしたが、しだいに打ち解けていった。家に行ったときは、母親が夕食を出してくれて、一緒に食べた。途中から妹さんの入院のため、おじいちゃんおばあちゃんの家に行っていたので、そこに行った。外で一緒に遊んだり近所の子どもたちともサッカーで遊んだりした。」「自分の前で見ている被害生徒の様子はいつも普通だった」と述べている(聴き取り調査)。

家庭訪問をした教員の目の前では、信頼関係を築いていったからこそ、しだいに心を開き、少し元気な様子を見せていたのかもしれないが、それが逆に被害生徒の苦しみへの理解を閉ざしてしまったことは皮肉なことである。さらに、その教員は、「被害生徒が自分に対して、本心を出していたかどうかはわからない。自分の気持ちを出しているのかどうか、お母さんの気持ちを汲み取りすぎているのではないかと、ずっと気になっていた。だから、学校に行けないのも、果たして、いじめに起因しているのかどうかはわからなかった。疑っているわけではないが、定かではなかった。」と当時の葛藤を述べている(聴き取り調査)。

被害生徒の家族は、「支援団体の人のいるところでも、担任のいるところでも、精神症状は表れて、被害生徒は苦しんでいる場面を目撃しているはずだ」と述べているが(聴き取り記録)、この点に関する両者の受け止め方は、異なる

っていた。

当時、中学生だった被害生徒が語りたくとも、語れないほどの苦しみを抱えていることに対して、学校側が、専門家等の意見を聞き入れ、もっと寄り添って理解しようとしなかったことは、大きな問題である。

(3) 学校側の信頼関係構築の問題点

被害生徒は「学校に行けないのではなく母親が行かせないようにしている」という誤った認識は、その後の学校の対応にも影響が出る。学校側の被害生徒の家族との信頼関係の構築の仕方にも問題があったと考えられる。

被害生徒の2年時以降の担任は、毎日のように家庭訪問し、学校復帰できない被害生徒に寄り添おうと努力していたことは認められる。しかし、その一方で、母親のせいで学校に行けないのではないかという疑念が、被害生徒の関わりの中でその言葉の端々に現れるようになっていき、それが、被害生徒を不安にさせた。

被害生徒にとっては、自分に寄り添おうとした教員について、「あの先生は、学校側ではなく、こっち側だと思っていた」と述べており(聴き取り調査)、当初は、学校側の人間ではなく、被害生徒の味方という立ち位置に見えていた。しかし、その後、味方だと思っていた教員が、「こっち側」ではなく「学校側」であったとしだいに感じるようになる。この出来事は、被害生徒にとっては「裏切り行為」と感じるものであり、やがて「生きていたくない」と感じさせるほどの大きな絶望をもたらせるものであった。被害生徒は、同教員を信じていたときは、「(その先生から)学校の状況を聴けた。外とのつながりが、その先生だけだった。学校に戻るために先生を頼るしかなかった、学校に戻るためにいろいろと考えてくれた。」「こんなに寄り添ってくれる人間もいるんだと思った。」「でも、あるときから、連絡がつかなくなった。家に来ることもなくなった。」「あの先生は、どこまで本気だったのだろうか。」と

悲痛な心情を述べている（聴き取り調査）。

被害生徒の母親も「息子が、学校の先生を信頼できるように、そういう場と機会を作っていきたいと思ったのです。」「2年生3年生の担任の先生は本当によくしてくださいました。私も息子も心から信じていました。それだけに、裏切られた思いが強くて、親も子もショックでした」と述べている（聴き取り調査）。

学校側が、被害生徒とその家族との信頼関係を構築し、被害生徒の学校復帰をどうにかしてサポートしていきたいと考えていたことは、理解できるが、それを全て担任教員に任せていた。被害生徒家族が求めるいじめの事実確認や加害生徒指導を十分に尽くさないまま、さらに、被害生徒の精神症状に疑問をもち登校ができるはずと思い込んでいる関係では、真の信頼関係の構築はできない。少数の教員だけに託すのではなく、学校の組織的対応として、丁寧な事実関係の調査を行い、加害生徒の指導も尽くしたうえで、信頼関係を作るべきであった。

加えて、進路指導の問題も指摘しておきたい。被害生徒が3年生になって、当然被害生徒も保護者も進路が気がかりとなる。しかし、学校は、被害生徒の進路相談等についても十分な対応ができていたとはいえない。被害生徒が3年生になり、被害生徒の母親から、学校に進路の相談があっていたものの、一学期には特に具体的な対応はなかった。夏休みになって、ようやく被害生徒・保護者の要望により、県立高校の体験が検討され、二学期に実現したものの、被害生徒の状況に関する情報が高校側に全く伝わっていなかった。

さらに、その後、被害生徒と保護者の意向で、ある通信制私立高等学校への進学を決めていたにもかかわらず、校長・教育委員会が別の高校を勧めるなど、被害生徒の意向を踏まえない対応もあり、進路指導においても、被害生徒や保護者の信頼を損ねる結果となっていた。

第5 教育委員会の対応とその問題点

1 いじめ対応における教育委員会の役割

いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定：最終改訂平成29年3月14日）においては、いじめを認知した場合に、学校の設置者（教育委員会）が実施すべき施策として、①その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示すること（支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。）②学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行うこと、③いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずること、④いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することなどを求めている。

この基本的な方針は、本件いじめ発生後に決定されたものであるが、学校がいじめに対応するに際して、事実の調査や加害生徒への指導、被害生徒の就学機会の確保等について、地域の関係機関と連携しながら学校を支援することが教育委員会の役割であったことは本件いじめ当時から認められるので、こうした教育委員会が果たすべき役割に照らしつつ、本件における教育委員会の対応について検討を加える。

2 教育委員会の対応経過

教育委員会の記録を確認したところ、2012年10月23日に学校が本件を覚知してから約1年後までに、鳥栖市教育委員会が行った主な活動は以下の

とおりである。

| 年月日 | 活動内容 |
|-------------------------|---|
| 2012. 10. 23 ～10. 26 | 加害生徒の一人が担任に金品の強要の事実を伝えた後に、教育委員会が教頭から事情を聞き、10月26日までの学校の動きと同日までに学校が把握した事実をまとめた。 |
| 2013. 1. 16 | 校長から加害者の対応状況（警察に呼ばれたか否か、被害生徒宅に何度訪れたか）などの聴取を行った。 |
| 2013. 1. 30 | 新聞記者による最初の取材があった（その後、各社の取材が始まる。）。 |
| 2013. 2. 7 | 報道機関への対応について学校と協議が行われた。 |
| 2013. 2. 13 | 学校と協議を行い、被害生徒の現状（特別支援学校の見学の状況、保護者から聴き取った心理、生活の状況等）を把握した。 2月21日に今後の対応を協議することを決めた。 |
| 2013. 2. 15 | 市議会議員から本件に対しての質問を受けた。 |
| 2013. 2. 21 | 協議（校長、教頭、教育長、課長ら）。支援チーム発足を決める。主治医に会うことも協議した。 |
| 2013. 3. 7 | 課長が鳥栖警察署を訪問。警察の動き（加害生徒からの聴き取りの状況、マスコミ対応）について情報を受けた。 |
| ～ | この間、議員対応、被害生徒母からの電話対応、報道機関の電話取材対応、議会対応などを行った。 |
| 2013. 3. 21 | 学校による保護者説明会を開催した。 |
| 2013. 3. 22 | 教育長が加害生徒13名への説諭を行った。。 |
| 2013. 3. 22 | 記者発表（経過と教育委員会の対応を説明）。この中で教育長は、いじめの事実を認めたとうえで、本件が犯罪に該当するものであり、学校として10月までいじめが発見できなかったことが残念である旨を表明した。。 |

| | |
|-------------|--|
| 2013. 3. 29 | 支援会議（警察、児相が参加。支援団体からの申入れについて協議）を開催した。 |
| ～月日不明 | 学校に対して以下のことを要請した。 ① 加害生徒の保護者会を開いて来年度からの指導内容について確認し、謝罪の状況等を確認する。 ② 被害生徒の支援スケジュール等について再度確認しまとめる。 ③ 加害生徒への今後の指導の内容を作成し、二度とこうした事案を起さない環境整備を行う。 ④ 4月当初に■■■中の管理職等の新しいスタッフと教育委員会で上記の件について検討する。 ⑤ 4月にいじめ対策を中心に学校説明会を実施する。 |
| 2013. 4. 1 | 臨時教育委員会（支援団体への回答案について意見を求める。）を開催した。 |
| 2013. 4. 2 | 学校と協議した（加害生徒の保護者会の状況を共有し、主に加害生徒への対応を協議）。 |
| 2013. 4. 5 | 被害生徒の申入れに対する回答を行った。 |
| 2013. 4. 16 | 佐賀県教育委員会と協議した。 |
| ～月日不明 | この間、被害生徒及び支援団体からの申入れに対する対応などを行った。 |
| ～月日不明 | 臨時校長研修会（各学校のいじめ対応の状況、教育委員会の対応について共有）を開催した。 |
| 2013. 4. 18 | 被害生徒からの質問を受け、まずは「みらい」への進学ができるように誠意をもって対応する旨を回答した。 |
| 2013. 6. 7 | 学習支援のNPO関係者と協議、6月17日の週から支援を開始することを決めた。 |
| 2013. 6. 25 | 学校復帰に向けたケース会議を開催した（主治医、保護者、警察、児相、 |

| | |
|--------------|---|
| | 支援団体、県教育センター、スクールソーシャルワーカー、学校教員参加)。 |
| 2013. 6. 26 | 更生プログラムに関する会議を開催した(肥前精神医療センターにて。同センター医師。校長、指導主事)。 |
| 2013. 8. 29 | 支援会議を開催した(6月25日と同じ組織、職種が参加)。 |
| 2013. 10. 1 | 被害生徒からの要望書(9月30日付文書)を受領した。 |
| 2013. 10. 4 | 支援会議を開催した(6月25日と同じ組織、職種に加え被害生徒本人が参加)。 |
| 2013. 10. 18 | 要望書に対する回答書送付した。 |
| 2013. 11. 7 | 第1回いじめ問題等支援委員会を開催した。 |

3 学校へのサポート不足

前項に記載したとおり、いじめの被害生徒を支援する団体からの申入れやマスコミの取材が始まった2013年2月ころからの教育委員会の活動は記録に残っているが、それ以前の学校とのやりとりに関する記録は極めて少なく、学校に対して指導や支援をしたことが記録から確認できない。そして、関係者を集めた被害生徒の支援に関するケース会議は、本件いじめ事案が学校及び教育委員会に把握されてから10か月以上経過した2013年6月25日に初めて開催されている。

教育委員会は、当初の生徒らへの聴き取りから、本件が暴行や相当額の金銭交付を伴ういじめであることを認識していた。それにも関わらず、いじめ発覚当初において十分な学校への支援活動ができていなかったことは残念である。

なお、教育委員会は、前述のとおり、マスコミ対応において重大ないじめであったことを述べながら、後の裁判では、加害生徒の行為は「悪ふざけ、ちょっぴりにあたる軽微なものであって、違法なものとは認められない」などと主張している。訴訟でそのような主張をした理由は調査結果からも明らかになら

なかったが、本件の各行為を悪ふざけ、ちょっかいいあたると公に主張することは、鳥栖市のいじめに対する認識が不十分であることを表明するものであり、信頼を損なうことになりかねない。また、なにより、そうした主張は被害生徒をさらに傷つけるものであることを認識する必要がある。

4 被害生徒に寄り添った支援体制の不十分さ

本件がマスコミ等で公表された後には、教育委員会は被害生徒の保護者からの要望を聴取してそれに応えたり、警察、医療機関などの関係機関とも連絡をとったり、さらには学習支援のNPOによる支援を行うなど、教育委員会としての役割を一定果たしてはいる。しかし、2013年6月25日の1回目のケース会議までは、被害生徒の支援等について組織的な協議がなされた記録が残っておらず、教育委員会としてどのような活動をしたのか不明である。結果として、被害生徒の学校復帰に向けた進展が見られないまま経過している。

この点に関連して、内部資料や関係者からの聴き取りからは、教育委員会の関係者及びケース会議への参加者の中には、被害生徒の保護者の態度について、「保護者が学校等を敵視し、被害生徒の事態を改善させようという姿勢に欠ける」と考えていたことがうかがえる。事件から約1年が経過した時点でなされた関係者間のメールのやりとりでは「(保護者の)一連の流れを聞いて、前向きにとらえる状況報告はことごとく排除したいのだろうなと言う印象を受け、非常に違和感を感じている。あれでは(状況が好転していくこと)を嫌がってらっしゃるようにしか思えませんでした。」「そんなに危機感があるのなら四六時中、少なくとも誕生日の前後には張り付きで一緒にいるべきではなかったの。という疑問を抱いた」という内容が残されている。

このような被害生徒の保護者に対する認識の背景には、重大ないじめ被害を受け、生徒が1年以上も学校に登校できない状態が続いている中で保護者が抱

く心情への無理解があるといわざるを得ない。支援に関わる者の中に保護者の苦悩を理解せず、単に「学校を敵視している」とする基本的な見方をする者がいたことが、学校復帰への取組が進まない一因になっていたと考えられる。

被害生徒が二年生になった6月から学校復帰を目指すという目標のもとに開催されたケース会議でも、被害生徒側の主張は尊重されず、被害生徒側に寄り添う姿勢をとった外部団体関係者の意見すらも尊重されなかった。主治医、警察、児相、支援団体、県教育センター及びスクールソーシャルワーカーと様々な外部団体との連携の場でありながら、教育委員会は、学校の考えを支持する立場でいたために、被害生徒に寄り添いながら調整役を果たすということができず、結果として、学校と被害生徒側の溝を深めることになった。

被害生徒が高校に入学してから行われたケース会議は、外部団体のメンバーはほぼそのまま、高校と協力しながら支援ができたことと比較すると、連携の在り方に問題があったといわざるを得ない。

5 教育委員会による調査がなされていないこと

被害生徒は、学校にいじめの全容解明を求めたが、回答がなく、「なぜ、このような出来事が起こったのか、どうすれば、よかったと考えているのか、」等々の学校側の真摯な検証は行われなかった。そこで、被害生徒は、2013年9月30日に教育委員会宛ての文書で徹底した調査の開始を要望するとともに、同日付の市長宛て文書で、第三者委員会を設置し、いじめの実態と、教室での暴行などのいじめがなぜ見過ごされ続けてきたのかについて徹底した事実調査を行うように求めた。しかし、教育委員会は、それを拒否し、その後設置されたいじめ問題等支援委員会においても、保護者が第三者委員会による調査を要請していることを委員に伝えなかった。

なお、教育委員会の調査について、後の民事裁判で当時の教育委員会の担当

者は、「学校も教育委員会も捜査機関や司法機関ではありません。生徒や保護者に対する調査の権限、聴き取りの権限やそれに基づき事実を判断するなどの権限などはありません。(中略) 法律上の権限がないなどの理由ばかりか、そのようなことを行うことは行政委員会として中立性を損なうのではないかと考えられていた」と証言している。

また、教育委員会は、法施行後もこの問題をいじめ重大事態と認定しなかった。

前述のとおり、上記の文科省の「いじめ防止等の基本的方針」では、教育委員会(学校の設置者)の役割として「学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。公立学校におけるこの調査については、必要に応じ、法第14条第3項の附属機関を活用することも想定される。」としている。こうした学校設置者の役割、特に本件が重大事態と評価されるいじめ事案であることを前提とすると、本件における鳥栖市教育委員会の姿勢は、いじめの事実調査に対する責任を果たしているとはいえない。いじめの実態を把握することが被害生徒の支援と加害生徒の指導において不可欠な前提となることを踏まえると、少なくとも学校に対していじめの事実確認をより強く指示するなど、教育委員会が主体的に調査をするべきであった。また、教育委員会や学校でそれが困難であれば、遅くとも被害生徒から第三者による調査を求められた2013年9月30日の後には、いじめ重大事態と認定し、調査を行うべきであった(重大事態調査を義務付けるいじめ防止対策推進法は2013年9月28日に施行されている。)。仮に十分な事実確認ができていれば、被害生徒の支援がいじめの実態に即したより効果的なものとなった可能性がある。また、被害生徒らの求めに応じて第三者による重大事態調査がなされていれば、本件いじめの発生要因、加害生徒、被害生徒及び傍観者的な生徒の人間関係等を含めたいじめの構造、いじめが見逃された原因等について、より詳細な分析がなされたと考え

られる。

6 いじめ問題等支援委員会、いじめ問題対策委員会の活動について

(1) 委員会の設置経過と委員会の役割

前述のとおり、被害生徒側から、鳥栖市長に対して、2013年9月30日付要請書が送付され、同要請書において、第三者委員会を設置し、事実調査を行うこと並びに被害生徒に対する今後の具体的な対策及び将来に向けての再発防止策などについて提言を受けることなどが要請された。

その後、鳥栖市教育委員会は、調査のための第三者委員会は設置せず、鳥栖市いじめ問題等支援委員会設置要綱を策定し、鳥栖市いじめ問題等支援委員会を設置した。

鳥栖市いじめ問題等支援委員会は、「鳥栖市立小中学校におけるいじめ問題等に関して、外部の専門家から鳥栖市立小中学校及び鳥栖市教育委員会が助言等を受けることによって、問題等の早期解決、早期発見及び未然防止を図るため」に設置されたものである（支援委員会要項第1条）。そして、鳥栖市いじめ問題等支援委員会の所掌事務としては、学校等の要請に応じ、(1)いじめ問題等生徒指導上の緊急・重大事案に対する学校等の取組に関すること、(2)学校等におけるいじめ問題等の未然防止、早期発見の取組に関すること、(3)その他いじめ問題等に関することについて、学校等の要請に応じ、助言及び支援を行うというものであり（支援委員会要綱第2条）、いじめ問題等支援委員会にはいじめの調査等を行う所掌事務はなかった。

さらにその後、鳥栖市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例を制定し（2014年10月1日施行）、鳥栖市いじめ問題対策委員会が設置された。鳥栖市いじめ問題対策委員会の所掌事務は、教育委員会の諮問に応じ、(1)いじめの防

止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実行的に行うための審議、(2)市立小、中学校における法第28条第1項に規定する重大事態についての調査をするというものである。

(2) いじめ問題等支援委員会及びいじめ問題対策委員会における議論経過とその問題点

本件いじめについては、2013年11月7日から2014年2月20日まで、計3回にわたり、いじめ問題等支援委員会において協議がなされ、2014年11月20日から2018年7月16日まで、計3回にわたりいじめ問題対策委員会で協議ないし報告がなされた。

両委員会における協議は、他のいじめ事案も併せての会議であり、本件について協議できる時間が限られていた。また、委員からの質問として出されたいじめ事実に関する回答や、それについての協議よりも、学校復帰の方法や保護者対応に関する点のアドバイスを求めることに重点がおかれた。

後にいじめ問題等支援委員会の会議録を見た被害生徒と家族は、会議録の内容から、「支援委員会は、第三者委員会として調査もしてくれなかった。教育委員会同様に私たちが主張していることを信じていない発言が見られた」「専門家であっても、あのような発言は、裏切られた思いだ」との気持ちを抱いた（聴き取り調査）。

会議の中での委員の発言には、被害生徒側に上記の気持ちを抱かせかねないようなものもあった。加えて、調査権限が付与されたいじめ問題対策委員会となった後にも、本件を重大事態調査として調査対象とすることを教育委員会に促すこともなされていない。被害生徒及び家族にとっては、救いとなるべく組織からも裏切られたという思いを抱かせたことは、当委員会の委員の中に当時のいじめ問題等支援委員会及びいじめ問題対策委員会の委員が含まれていることを考えると、結果として加害の立場に回ってしまった。

(3) いじめ問題対策委員会に求められた姿勢

教育委員会の附属機関としてのいじめ問題等支援委員会、いじめ問題対策委員会は、一般的には教育委員会に対するいじめ対策のアドバイスを行う機関であるが、個別の案件の対応について相談を受ける場合もある。

委員会の委員として、個別案件の相談を受けた際には、いじめに苦しめられる生徒や保護者が何を求めているかを正確に把握し、被害回復のための学校の現状の対応に何が欠けているかについて、的確な意見を具申する必要がある。仮に、学校や教育委員会から与えられた情報が断片的であったり、学校側の見方だけが強調されたりする場合であったとしても、附属機関としては、出された資料だけで事案を評価し、安易な見解を述べるべきではなく、むしろ足りない情報を求めるという姿勢が必要であった。そして、学校や教育委員会のもつ情報が不十分で必要な情報が得られず、被害者の回復が図れないと判断する場合には、そのための情報を得られるように調査を促すことが求められた。

さらに、重大ないじめ事案において学校や教育委員会の対応では事案の解決が困難な場合には、重大事態として調査を促すことが必要であった。

7 小括

教育委員会は、法や指針等に沿って問題点を整理する必要がある。また、学校と保護者が折り合わない事態に陥ったときに、それを調整する役割が求められる。そのためには、まず、事実関係を認定しなければならない。学校の調査が不十分であると感じたときは、そのことを学校に指示し、調査方法等を助言しなければならない。さらに、必要があれば、先述したように、教育委員会が自ら調査をすることや、調査をいじめ対策委員会に委嘱することも検討しなければならない。これらは、すでに述べたように、いじめ防止対策推進法におい

て求められていることであるが、本件において、教育委員会が必要な調査等を尽くしたとはいえない。教育委員会は、学校側の調査結果に対して疑問を抱かず、被害者側の要望する調査を不要だと判断している。当時の学校の報告によると、金額が頻繁に変わり、加害生徒の言い分にも一貫性がなく、被害生徒の家族の主張とも一致していなかった。にもかかわらず、被害生徒の家族が主張していることに耳を傾けることなく、事実を確認しようとはしなかった。さらに、被害生徒の精神症状を理解せず、この問題を「いじめ重大事態」と認定もしなかった。学校と連携していじめの全体像を把握し、被害生徒の心理的回復と登校再開に向けて教育委員会が採るべき役割の重大性を認識せず、必要な対応を行う姿勢に欠けていた。

さらに、2013年7月から上記のいじめ支援等委員会を開催、その後、いじめ問題対策委員会としてスライドした形で、外部の専門家の附属機関を作った。だが、ここでも、いじめの第三者による調査は必要ないとしたうえで委員会をスタートさせた。学校での調査、指導、謝罪が済んでいることを前提に、教育委員会としての対応のアドバイスを求めていった。また、保護者が第三者委員会の調査を要望していることも含めて、保護者側からの情報がいじめ問題対策委員会に十分に伝えられていたとはいえなかった。委員の中には、被害生徒の気持ちを大切にエンパワーメントすることの重要性、加害生徒指導の必要性や再調査についての助言もあったが、それらが生かされることはなかった。

本件においては、ケース会議においてもいじめ問題対策委員会においても、様々な専門家が集まったにも関わらず、被害生徒を支援するという点では、成果が見られなかった。

ある外部支援団体は聴き取りにおいて、「自分たちは被害生徒の回復のために一生懸命だった。だが、うまく連携できなかった。どうすれば、関係団体と学校・教育委員会が連携できるのか、その答えを自分たちは求めている」と、

本件における連携が困難であったことを述べていた(聴き取り調査)。

ケース会議は、教育委員会主催で開催され、いじめ問題対策委員会は、教育委員会の附属機関である。こうした会議に被害生徒や保護者の声がどのようにすれば生かされていくのか、組織論として、こうした会議の在り方そのものを見直す必要がある。これまでの位置づけや役割のままでは、今後も同じことが繰り返される危険性もある。構造的な変革が必要であるので、これについては、提言で記す。

第6 提言

1 本件いじめ対応の問題点

2012年に起こった本件いじめは、決して「特別な学校」で「特別な子どもたち」が起こした「特別な案件」ではない。今も起こりうる多くのいじめ問題に共通する普遍的な課題が多く含まれている。

とりわけ、本件のもっとも重要な課題として挙げられるのは、いじめへの疑いがあるケースに関して、学校及び教育委員会の事実確認のための調査の在り方である。それが適切に行われていれば、解決策を共に模索し、被害生徒が立ち直れるサポートができたはずである。そうすれば、被害生徒は学校側や鳥栖市を相手取って裁判まで起こす必要もなかったかもしれない。

いじめの発生において、往々にして、教員は、生徒たちの行為に気づかない。子どもたちは、教員の前で露骨にいじめ行為をせず、教員らほうまくかわされてしまうこともある。だが、本人の微細な兆候を感じたり、保護者が異変に気づき相談したときに、いじめの疑いをもって生徒やクラスの状況を観察すれば、いじめに気づくことは可能であり、調査を開始することはできる。教員は、何も見えていないかもしれないという自覚をもつ必要がある。

本件では、早期発見できなかつたうえに、発覚後においても、いじめの全

容を解明する徹底した調査をすることをしなかった。その結果、指導や謝罪が上滑りなものになってしまった。保護者は何度も事実確認の調査を依頼し、第三者委員会の設置も要請したが、受け入れられなかった。学校だけで調査ができない場合は、第三者による調査に頼るべきであった。被害生徒にとっても加害生徒にとっても事実が曖昧なままでは解決に至ることはない。

調査がなされなかったことにより、その後の加害生徒指導や学級指導、被害生徒へのケア、安全安心な学校体制づくり、進路保障、全てにおいてマイナスの連鎖が引き起こされたといえる。徹底した調査が早い段階で行われていれば、被害生徒は現在に至る約13年間も重い精神症状に苦しめられることはなかったかもしれない。

この問題が、一個別事例として片づけられることなく、教訓として、いじめで苦しむ子どもたちを少しでも救うべく、提言したい。

2 事実確認のための調査の在り方

(1) 現状

すでにいじめの発生から10年以上が経過し、鳥栖市及び佐賀県においても、いじめ防止対策の取組は、進んでいる。校内の基本方針作成やいじめ問題対策委員会等の組織設置、いじめアンケートの実施、各教育委員会では、重大事態が起きたときの対応のマニュアル作成、重大事態の調査を含む第三者委員会の設置等が、整備されていった。

だが、いじめ予防・対策は、本当に効果的に進んでいるのであろうか。

文科省及び佐賀県教育委員会の方針では、早期発見のために「どんな小さないじめも見逃さない」ことを重視し、アンケートに書かれた子どもの声を全て認知件数に入れるようにしている。その結果、どの学校でも、いじめ認知件数は増加し続けている。

しかし、件数報告だけに終始し、どれが深刻なものかを見誤り、注意喚起と謝罪を促して安易に解決したと解釈してしまうケースはないだろうか。また、深刻ないじめがあっても、子どもの「大丈夫です」という言葉に教員が安心し、簡単に済まされてしまうケースはないだろうか。

(2) 事実確認のための調査

いじめは、どの学級にも起こりうることであり、本来は、日常の子どもの関係性を知る教員らによる調査と解決こそが望ましい。学級担任が該当の子どもたちと話すだけで解決できる場合もあり、あるいは学年で複数の教員が事実確認を行い、協議しながら解決の道を探る場合もある。あるいは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた学校のいじめ対策委員会で協議すべき事象もある。

だが、少なくとも、本件での事象にあった、プロレスごっこやおかずの交換などは、いじめによく見られる事象であること、また被害生徒からは何の訴えもないことや尋ねても被害を少なく見積もって返答することもあるというものの知識は必要である。「自分はいじめられていない」という反応であっても、それが報復を恐れての言動である場合の想定もしなければならない。教員には、法律に沿って杓子定規にするだけでなく、また、目に見える児童生徒の言動だけで判断するのではなく、極めて専門的な観察力と、判断力と洞察力が求められる。それは、一朝一夕には身につかないものであり、教員同士の経験を通じた学びあいの場や、専門家から研修を受けることによって培うものである。

本件では、日常的な教員同士の十分な協議の場も少なかった。「あの子は、このころずっと元気がない」「あの子はなぜあんなに攻撃的なのだろう」というように、日ころから児童生徒の変化に気づき、常に教員同士が情報共有しながら、児童生徒の様子を見守る環境があれば、児童生徒の抱える問題にい

ち早く気づき、それがいじめの早期発見にもつながるであろう。

いじめの疑念が生じた場合は、まずは被害生徒と保護者からの聴き取りである。次に、加害生徒からの聴き取りであるが、それが複数いる場合、誰から聴取すればいいのか、傍観者からも話を聴くのかどうか、事実だけでなく心情まで聴くのか、どのような聴き方が効果的なのか、教員たちの協議で、あらかじめじっくりと練り上げなくてはならない。

被害生徒と加害生徒の主張が食い違うときに、教員としては、どちらを信じていいのかわからなくなるものである。一方だけの言葉を信じれば、教育の中立性に欠くのではないかという不安もある。だが、聴き取り調査は、被害生徒が何も語れない場合においても、実施しなければならない。そのため加害生徒の言い分の食い違いや傍観者生徒からの情報により、事実を解明していくのである。

子どもは叱られると思うことには防衛機制が働き、容易には本心を語らない。子どもの恐れや不安に寄り添いつつ、事実を聴き出し、それらの行為がなぜ起こったのかを冷静に分析していかなければならない。いじめが起こった最初のきっかけ、双方の心情、人間関係の支配－被支配の関係、同調圧力が拡大する状況、どれだけの人数が巻き込まれていったのか、いじめが生じた学級や学校の状況などを調査すべきである。その中では、おのずと加害生徒の悩みや葛藤も見えてくるだろう。

本来は、このように十分に時間をかけて全体解明をしたのちに、なぜ、そのような状況になったのか、いじめを生んだ直接的な要因と背景的な要因、児童生徒個人の問題なのか集団の問題なのか、学校に問題はなかったのか、多面的な視点から考察されなければならない。そのうえで、ようやく加害者指導をどうするのかという協議になるべきである。

いじめは、言うまでもなく、いじめられる生徒に問題があるのではなく、

いじめた生徒に問題がある。だからこそしっかりと指導しなければならないが、現状において、加害生徒には教師から注意と叱責だけで終わることが多い。いじめが、重大事態と認定されたときには、学校又は教育委員会の組織的対応が必要となるが、それを経てもなお解決しないときには、第三者委員会の組織に調査を任せるべきこともある。しかし、加害生徒の指導を行うのは、学校であり、教員である。ときには、児童相談所や警察との連携のもとでありながらも主体は学校である。

いじめ重大事態のためのガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂版）から、以下のとおり、抜粋した。この内容は、いじめ重大事態調査に限らず、全てのいじめ事案において妥当するものである。

- いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係も含めて調査することが求められる。その際、いじめの行為に係る具体的な対処に留まらず、学校の設置者及び学校として、日ごろのいじめ防止等の体制及び取組が適切であったかどうかを確認することも対象児童生徒の尊厳の保持と再発防止策を講ずるために必要である。
- 正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。日ごろの学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理することも重要である。

(3) いじめの解決とは

解決に向けては、短期的目標、中期的目標及び長期的目標がある。

短期的目標としては、まず、被害生徒の身の安全の確保と安心できる環境の整備である。物理的には、教室に入れない場合に相談室などの別室登校で加害生徒と出会わないような配慮のもと、少人数で心のケアと学習保障をすることなどである。人的には、被害生徒の信頼できる生徒とのつながりを一人でも作ることである。被害生徒は、「孤立」「自己否定」「無力」に陥っている。それを「一人ではない」「あなたは間違っていない」「あなたはどうしたい？」という意識へと転換することにある。

中期的目標は、学級集団の変容である。どんな行動がいじめに結びつくのかを学び、自分の立場や心情を見つめなおし、どんな学級集団を作っていくのかを考えさせていくことで、いじめを許さない雰囲気づくりと、児童生徒同士が力によって支配することのない支持的風土を作っていく。

長期的目標は、加害生徒の価値観と意識変容である。この段階においては、加害生徒の背景にある課題が把握されたうえでの個別指導が十分になされていかななくてはならない。加害生徒にも課題があり、それらを解きほぐしつつ教育的な指導をするには時間がかかる。

しかし、子ども同士のトラブルやいじめは、初期のうちに対応すれば、成長につながる(松下一世『中学生のための「いじめ防止プログラム」ICT教材&授業プラン』2017)。

フィンランドのKiViプログラムによると、傍観者を変容されることと同様に、加害者にも、「いじめっ子」の役割から解放するよう促し、罰を与えることはせず、行動が間違っているのだから、その行動を変えていく手助けをする、という指導が大切にされている(「フィンランドのいじめ防止教育の実践とその環境—子どもの権利保障の観点から—」松下一世2020)。

いじめの対応は、子どもたちの人間関係に生じる様々なトラブルを子ども自身で解決するための手助けであり、当然の教育的な営みである。そのための的確な対応と、解決に導く教員のスキルは必要である。今、そのスキルの質が問われている。

3 学校のいじめ防止対策について

(1) 道徳教育の現状と課題

昨今、どの学校においても、いじめや命について考える日が設けられていたり、生徒会でいじめ撲滅スローガンを発表したり、道徳でいじめについて考えさせたりしている。

しかし、それらが、本当に子どもたちの心に響くものになっているだろうか。「いじめはいけない」だけの一律的な指導で終わっていないかどうか、形式的なスローガンづくりだけで終わっていないかどうかについても検証が絶えず必要である。

いじめがいけないことは、ほとんどの子どもたちが知っているが、自分とは無関係だとも思っている。自分の学級で起こっているかもしれないということに気づくためには、いじめの特性や構造を知り、自分が解決のためにどう行動できるかについて知らなくてはならない。いじめを解決するためには、加害者が変容するより、傍観者が行動することが先決なのである。

子どもたち自身がいじめに気づき、許さないという意識で、行動することを前提にした道徳教育の教材や活動が必要である。

いじめは、通常は教師の目の前では起こらない。裏で密やかに進行する。教員が子どもたち一人一人の交友関係や力関係等、個人や集団の状況を把握していれば、その変化や異変に気づきやすい。だが、全ての子どもに目を配ることは現実的には難しい。しかし、たとえ、教師が気づかなくても、子ど

もたちがクラスメートの異変に気づくことはできる。そして、傍観者が被害者をサポートしたり、教師に相談に来るというアクションに変容していく。

何がいじめなのか、どのようにいじめは生じるのか、また、どのような権利を侵害するのか、解決するためにはどのような方法があるかなどについて、子どもたちも教員らもともに考えていくことが必要である。子どもであれ、大人であれ、どんな集団にもいじめやハラスメントは起こりうる。早期に発見され、適切な対応がなされれば、被害者は、エンパワーメントされ、加害者も周囲の子どもたちも自分たちの行動を振り返り、次の行動に結びつく。人権侵害に気づく力、被害にあっている人を救うスキル、話し合いで問題解決に導く力、他者に相談することで自らを人権侵害に立ち向かう力、これらの力は、社会で生きていくために必要な力であり、いじめというマイナスの出来事からプラスの力を生み出す学びへと変換させて行くことができる。学校は、そのような力を学ぶ場でもある。

そのため、学級で何かが起こったときの話し合い活動の在り方も研究していく必要がある。

(2) 安心安全な学校づくり、そのための生徒指導

子どもの権利を尊重した校則の見直しが提唱されるようになって久しい。生徒が主体となって学校のルールを見直す取組も少しずつ進んではいるが、依然として、多くの学校では、従来通りの規律や校則を守らせることに重点をおく生徒指導が行われている。校則の厳しさといじめには相関性があるというデータもある(2018年「ブラック校則をなくそう！」プロジェクト)。

多様性を容認しない一律的な生徒指導は、生徒の主体性や自ら考えて行動する力を奪う。教師と生徒が支配的な関係になれば、それは、生徒同士にも影響する。大切にされていると感じられなければ、子どもは、ストレスで他者を攻撃する。

生徒一人一人のもつ個性や能力を引き出すような発達支持的生徒指導と、課題を抱えている生徒に対する課題解決型生徒指導が求められる。生徒たちの課題は様々である。貧困、家庭不和、虐待、ヤングケアラー、経済的文化的背景や社会的マイノリティ、障害の有無など。困難な課題を抱えている生徒に対しては、地域や医療、福祉、NPO等との連携も求められる。

だが、多様な集団だからこそ、支え合い助け合える集団へと進化させることができる。配慮や支援を要する生徒にとって、学級が安心安全な場となっているのかを絶えず検証し、学級集団の質を高めていくことが、生徒指導である。

管理しルールで縛るだけの生徒指導から、生徒を支援しサポートする生徒指導への転換が求められる。

(3) いじめ問題への教員研修の充実

いじめを防止し、解決に導くためには、いじめ問題の専門的な知識が必要とされる。いじめる側、いじめられる側の心情、人間関係の支配関係や背景を見抜くスキルも重要であるが、もっとも重要な点は、いじめは、いじめられる子どもに問題があるのではなく、いじめる側にこそ問題がある、という認識である。被害者は、孤立させられることで、自己否定的になり、無力化されている。それがいじめの透明化につながる。まず求められるのは、被害生徒へのエンパワーメントのための安心安全な環境とつながりづくりである。

次に、重要なことは、加害者への指導方法である。加害者が加害行為をやめるということが確実でなければ、被害者は安心して学校に戻れない。加害生徒が、自分自身と向き合うことは、容易なことではない。どのような問題行動にも理由や背景はある。そのことを当事者や家族とともに解決の道を探っていくには、ときに長期の時間がかかることもある。深刻ないじめである

ほど、加害生徒の心も深刻な傷を背負っている場合が多い。注意喚起に留めたり、逆に、たやすく許すことは、加害者にとっても、決して良い結果につながらない。スクールカウンセラーをはじめ学校がチームで動き、必要に応じて他機関との連携が必要であろう。

一方で、傍観者への指導方法も重要である。傍観していた子どもも傷ついているかもしれない。誰が被害者の立場に立てるキーパーソンになるのかを見抜き、学級全体を支持的風土への変換を図るとともに、学級の問題は学級で話し合っ解決する、学びの場にしていくことである。学級集団が変わらなければ、被害者にとって、学級が安心安全な環境にはなれない。

このような対応ができるようにするためには、教員研修が欠かせない。教員たちは、自らの研鑽によって、新しい知見を学び、体験を出し合い、子どもへの見方や関わり方、スキルを磨いていくことが求められる。

4 教育委員会のいじめ対策について

(1) いじめの事実確認の徹底

繰り返し述べているとおり、いじめ対応の第一歩は、事案の正確な把握である。いじめには、加害者が複数に及ぶ「一对複数」や、長期間にわたって継続する「長期いじめ」が存在する。これらは被害の深刻化を招きやすく、発覚しにくいという特性をもつ。集団によるいじめでは、個々の加害生徒が「自分は主犯ではない」という意識をもちやすく、責任の所在が曖昧になりやすい。そのため、教師や関係者が事態の全体像を把握しにくい。だからこそ綿密な調査が必要である。

この点について、鳥栖市いじめ防止基本方針（平成26年10月策定）では、教育委員会の取組として「学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対して必要な支援を行い、適切な措置を講ずるように指示

し、又は、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。」とされている。

しかし、現実には深刻ないじめを疑われる事案に対し、学校が十分な調査を行わない事例が少なくない。こうした姿勢は、被害児童・生徒の苦しみを長引かせ、より深刻化を招く原因となる。

さらに、教育委員会も、学校から上がってくる報告を形式的に受け取るだけで、教育委員会には、学校に対して適切な調査を実施することを指示したり、事案によって自ら調査を行ったりする責務があることを認識する必要がある。

さらには、重大事態において被害生徒や保護者が調査を求めている場合には、直ちに第三者による調査を諮問することを徹底するべきである。

(2) 今後の体制づくりに向けて

被害にあった子どもは、いじめられていることを自分で認めづらく、相談することも容易ではない。しかし、助けてほしい、気づいてほしいと切に願っている。相談窓口としては、スクールカウンセラーや担任だけでなく、養護教諭や教育相談担当教員、スクールソーシャルワーカーなども挙げられ、これらを有効に機能させ、いつでも相談できる体制が用意されることが望ましい。

これらのほかに、以下の4点を提案する。

- ・ 子どもたちが休憩時間や放課後に自由に行ける相談室の設置。スクールカウンセラーやその資格習得見込みの学生らが常駐する場の設置。
- ・ オンライン相談の設置。会って話せなくともSNSになら書き込みができる子どもは多い。よりハードルを下げるができる。
- ・ いじめの発生が覚知された場合の調査の方法や解決に至るまでの方法、他機関との連携方法など、詳細ないじめ発生時の対処要領を作ること。事

後の検証の際にも役立つ。

- ・ 学校や教育委員会から独立した外部機関の設置。学校での解決が難しい場合に保護者が相談できる第三者組織が必要である。

(3) 他機関との連携づくり

本件では、多くの関係機関が関わった。医療、児童相談所、警察、不登校支援団体、スクールカウンセラー等々である。学校でも何度かケース会議（支援会議）が開かれていたうえに、別組織としていじめ問題等支援委員会及びいじめ問題対策委員会があり、そこには、弁護士や大学教授等も入っていたが、先述したように、十分に機能しえなかった。

学校と保護者の信頼関係が構築できない場合、調整する役割は、本来、教育委員会にある。そして、教育委員会が中心となり、他機関や外部団体との連携を構築できる。そのためには、教育委員会が連携ネットワークの中心に、被害にあった子どもを位置づけることである。どんなときも被害者の声、心の声を聴き、それに基づき、それぞれの機関や人材で、何ができるのかを協議し、対話を繰り返していく以外にないだろう。

そのためには、学校や教育委員会が把握しているいじめの状況や被害生徒・保護者の要望等をいじめ問題対策委員会に正確に伝えることはもちろんのこと、いじめ問題対策委員会が、必要に応じて被害生徒やその保護者との面談を行える権限を付与することも検討すべきである。また、再調査が必要かどうか、それは学校が行うのか、教育委員会が行うのか、いじめ問題対策委員会が行うのかについても、いじめ問題対策委員会がその議論に参加できる権限も必要である。

もっとも望ましいのは、教育委員会附属の組織ではなく、独立した外部組織にすることである。

独立した第三者組織であれば、学校の取組に対して常に検証し、改善策を

講じることもできる。本提言が、真に生かされ、二度とこのような事態が起らないようにしていくための検証する組織となりえる。

また、全国の自治体において、子どもの権利に関する条例を制定し、それに基づいて、いじめに限らず子どもの権利全般に関する相談・救済機関を設置する動きが広がりつつある。本件いじめを踏まえ、鳥栖市においても、上記の条例に基づく相談・救済機関など、子どもや保護者が安心して相談できる機関の設置を検討されたい。

第7 最後に

このような提言は、ますます多忙化している学校現場に対して、難しいと捉えられるかもしれない。教育委員会の担当主事も学校教員も、その負担が肉体的にも精神的にも限界に達しているからこそ、教育行政は、必要な人材と予算の確保をぜひ検討してほしい。そのことを考慮したうえでの提言である。

教員は、多忙であり、子どもとじっくり話し合う時間がとれないという悩みをよく聞く。しかし、学校教育とは、学習指導と生徒指導の両輪で成り立っている。授業をするだけでなく、子どもと話し合う時間を作り、ときに保護者とも話し合い、一人一人の抱えている問題をともに解決することが、学習意欲を高め、生きる力になる。これは本来の教員の仕事であり、その時間が奪われているとすれば、その学校の在り方そのものを変えていかなければならない。

どんなことよりも、子どもの命と、安心安全に学べる場が最優先されることは言うまでもない。このような事案は、二度と繰り返してはいけない。

本件の被害生徒は、いじめにあつて重篤な精神的ダメージを抱えながらも、その数年後、家族の支えと、信頼できる支援者や弁護士との出会いによって、自らの体験を語れるようになった。裁判の過程で自身の被害と向き合ってきた。それは想像を絶する過酷な道のりであっただろう。そういう意味では、被害生

徒は、すでに「被害者」ではなく、「サバイバー」である。サバイバーとは、1970年代以降フェミニズムの中で、性暴力や苦痛を経験した女性たちが、困難を乗り越えた強さや回復力を示すポジティブな意味をもつ自分自身の認識を取り戻すための語彙である。これは、いじめの件にも当てはまる。

今でも、精神症状とたたかいながら、サバイバーとして生きる被害生徒の思いが、できる限り広く届くことを心より願う。

本件の答申を教育委員会がどのように受け止め、今後のいじめ対策にどのように生かしていくのか、検討のうえ、その結果を公表するとともに、その実施状況を検証していくシステムが必要である。

以上